

令和3年第4回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 令和3年12月9日 午前10時00分 開会  
午後 3時51分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	梨本洪瑠
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	溝尾彰人
教育長	椿本剛也	企画部長	吉川正人
総務部長	吉村雅央	総務部理事	米田匡勝
市民生活部長	前村芳安	都市整備部長	松本秀樹
産業観光部長	早田幸介	保健福祉部長	森井敏英
保健福祉部理事	東錦也	こども未来創造部長	井上理恵
こども未来創造部理事	板橋行則	教育部長	吉井忠
教育委員会理事	西川育子	上下水道部長	井邑陽一
会計管理者	中井浩子		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	吉田賢二
書記	福原有美		

6. 会議録署名議員 5番 杉本訓規 6番 梨本洪瑠

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問 順番	議席 番号	氏 名	質疑方法	質 問 事 項	質問の相手
1	9	松林 謙司	一問一答	義務教育通学費の補助について	教育長 担当部長
				ペットボトルの収集について	市 長 担当部長
				庁舎施設内の点字ブロックの敷設について	市 長 担当部長
2	6	梨本 洪珪	一問一答	葛城市の契約事務について	市 長 副市長 担当部長
3	4	坂本 剛司	一問一答	孤独・孤立問題とそれに付随する少子化対策	市 長 担当部長
				ゴミの無料収集継続とプラゴミの収集時間を午後から朝一に変更を	市 長 担当部長
4	3	柴田 三乃	一問一答	国際交流について	市 長 担当部長
				小学校における英語教育について	教育長 担当部長
				観光の観点からの葛城市におけるブランディングについて	担当部長
5	7	吉村 始	一問一答	就学援助制度について	市 長 教育長 担当部長
				市立図書館の現状について	市 長 教育長 担当部長
6	1 2	増田 順弘	一問一答	通学路の安全対策について	市 長 教育長 担当部長
				公共施設における“おもいやり駐車場”の設置について	市 長 教育長 担当部長
				農家へのコロナ対策について	市 長 担当部長
7	5	杉本 訓規	一問一答	市内の通学路等の安全対策について	市 長 教育長 担当部長
				待機児童対策について	市 長 担当部長

8	10	谷原 一安	一問一答	子育て支援策のさらなる充実を	市長 副市長 担当部長
				葛城市の保育計画について	市長 担当部長
9	1	西川 善浩	一問一答	本市における子ども・子育て支援について	担当部長
				奈良県社会教育センター廃止に伴う四地域からの意見・要望について	市長 副市長 担当部長
10	8	奥本 佳史	一問一答	通学ルート上にある踏切の安全対策を含めた安心安全な通学体制の構築について	市長 副市長 教育長 担当部長
				デジタルリテラシー教育への対応について	市長 副市長 教育長 担当部長

開 会 午前10時00分

**川村議長** ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和3年第4回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末などの情報通信機器の使用も認めておりますので、ご承知おき願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る11月29日の通告期限までに通告されたのは10名であります。質問者はお手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。なお、一般質問の方法は10名の議員全員が一問一答方式を選択されております。制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて60分以内とし、反問時間は制限時間には含まれません。また、質問回数につきましては制限はございません。

それでは、ただいまより一般質問を始めさせていただきます。

最初に、9番、松林謙司議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

9番、松林謙司議員。

**松林議員** 皆様、おはようございます。公明党の松林謙司でございます。ただいま議長のお許しをいただき、これより一般質問をさせていただきます。

まず第1点目が、義務教育通学費の補助について。2点目が、ペットボトルの収集について。そして最後に3点目の、バリアフリー経路の確保、庁舎施設内の点字ブロックの敷設について。以上3点について質問をさせていただきます。

なお、これよりは質問席より行わせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

**川村議長** 松林謙司議員。

**松林議員** それでは、まず第1点目の義務教育通学費の補助についてお伺いをさせていただきます。

本市においては、小学校5校、中学校2校がありますが、それぞれの学校に毎日、児童・生徒たちが通学するわけでありましたが、それぞれの児童・生徒が自宅から学校へ通学する通学手段はどのようになっているのかをお示してください。

**川村議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** 皆さん、おはようございます。教育部長の吉井でございます。どうぞよろしく願いをいたします。それでは、今、ご質問いただきましたことに対してお答えさせていただきます。

市内の5校の小学校へ通学する児童につきましては、部団で集合し、徒歩にて通学しております。また、中学校につきましては、新庄中学校は徒歩通学と自転車通学、白鳳中学校につきましては徒歩通学と自転車通学、そして、加守地区から通学する生徒については、二上神社口駅から当麻寺駅まで電車を利用して通学しております。

以上です。

**川村議長** 松林議員。

**松林議員** ありがとうございます。小学校5校につきましては徒歩で部団登校、新庄中学校につきましては徒歩通学と自転車通学、白鳳中学校につきましては徒歩通学、自転車通学、一部大字加守区につきましては、二上神社口駅から当麻寺駅まで電車を利用し、当麻寺駅から白鳳中学校まで徒歩ということで、電車通学ということですが、現在、二上神社口駅から当麻寺駅まで電車通学をされている生徒は何人いらっしゃいますか。

**川村議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** ただいまの質問にお答えさせていただきます。

今年度、電車通学をしている生徒は15名です。

以上です。

**川村議長** 松林議員。

**松林議員** 続けてお伺いをいたします。二上神社口駅から当麻寺駅まで学割で定期代を購入した場合、代金は幾らになるのでしょうか。お答えをお願い申し上げます。

**川村議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** ただいまの質問にお答えさせていただきます。

二上神社口駅から当麻寺駅までの通学での定期代金は、1か月で2,130円、3か月で6,080円、6か月で1万1,510円です。

以上です。

**川村議長** 松林議員。

**松林議員** ありがとうございます。子どもが部活動などをしていた場合などで6か月の定期代を購入すると1万1,510円かかります。また、子どもが2人通学している場合は、その2倍の2万3,020円となります。私も加守区に住んでおりまして、以前、私の子どもたちも3人、白鳳中学校まで電車通学をしておりました。保護者側からすると結構な出費となります。複数の保護者の皆様からお声をいただいております。本市以外の他の自治体においては、遠距離通学をする者の保護者に対し通学費を補助し、義務教育の円滑な実施に資することを目的とするとして、遠距離のため公共交通機関を利用している児童・生徒の保護者の方に通学定期代の一部を補助している自治体も多くあります。補助の基準も、各自治体の実情に即した基準で実施をしております。ここで、また再度改めてお伺いをいたしますが、遠距離通学する者の保護者に対し通学費を補助し、義務教育の円滑な実施に資するために、本市におきましても、電車通学をしている生徒の保護者の方に通学定期代の一部を補助することは大事なことであり、また意義のあることであると思っておりますが、このことに対する椿本教育長のお考えをお示してください。

**川村議長** 椿本教育長。

**椿本教育長** 皆さん、おはようございます。教育長の椿本でございます。よろしく申し上げます。

子どもたちの通学方法、また通学路につきましては、これまでPTAや保護者などと協議しながら、各学校がルールを決めて決定してきた経緯がございます。結果、小・中学校では、児童・生徒は原則、徒歩通学とし、白鳳中学校、新庄中学校におきましては、おおむね2キ

ロメートル以上の範囲の地区について、自転車通学や電車通学を認めているところでございます。また、通学時には、子どもたちの安全確保に地域を挙げてご協力もいただいております。義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の施行令には、適正な学校規模の条件として、通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校にあってはおおむね6キロメートル以内と記されているところでございます。これらの条文を受けまして、小学校においては4キロメートル、中学校においては6キロメートルの範囲以上を遠距離通学区として、通学費の補助やスクールバスを運行している自治体が多いのが現状でありまして、本市においては、これには該当していないところでございます。ただ、市内の通学路の整備状況により、安全な登下校、また通学手段を確保する必要性はますます大きくなってきていると考えているところでございます。今後とも、学校や保護者、地域との協議を重ね、安全確保の向上を図るとともに、補助の在り方についても研究してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

**川村議長** 松林議員。

**松林議員** 今、教育長がおっしゃられた、小学校4キロメートル、中学校6キロメートルという一定の基準があるということですが、各自治体の実情を見ますと、いろんな自治体の実情に応じて基準を設けて、こういう補助ということもしております。本当にそこを何とか、各自治体の実情も考えて、加守区は電車通学ということ、これがほぼ決まっております。安全な通学路の確保という意味合いにおいても決まっております。ここはご配慮いただきたい、このように思うところでございます。保護者が少しでも子育てのしやすい環境を整える。そのことは即、子どもが教育を受ける権利を守ることにもつながります。どうか、電車通学をしている生徒、保護者の方に通学定期代の一部を補助していただき、保護者の負担軽減を図っていくようによろしくお願いを申し上げます。

続きまして、第2点目の質問、ペットボトルの収集についてお伺いをさせていただきます。ペットボトルは軽くて割れず、何度もキャップができ、様々な飲物の風味を安定的に保てることなど、取り扱いやすく便利であります。このような理由で増加をしております。消費されるペットボトルの本数は、世界的に見ると、1分間に100万本を超えるペットボトルが消費されております。この数字は2021年には20%増大し、年間に販売、消費されるペットボトルの数は5,831億本に達する見込みとなります。仮にペットボトルの高さを全て20センチだとすれば、5,831億本のペットボトルを全部つなげると、地球を2,900周できる計算になります。日本においては、1年間に使用されるペットボトルの量は236億本、1人当たり約190本となります。このペットボトルが利用後、更に処理されず、環境中に流出してしまうことも少なくありません。手軽に使える分、手軽に捨てられてしまう。そうした面もあると言えます。そして、環境中に流出したプラスチックのほとんどの最終的に行き着く場所が海であります。プラスチックごみは河川などから海へと流れ込むためです。そして陸から海に流れるペットボトルは、海洋プラスチックごみ、マイクロプラスチック、環境中に存在する微細なプラスチックとなり、特に海洋環境において極めて大きな懸念材料のもとともなり

ます。ペットボトルを効果的に、また円滑に資源ごみとして回収し、リサイクルするということは、海洋環境を守ることにもつながります。

2030年に向けて世界が合意をしました17の持続可能な開発目標、SDGsの14番目の目標、海の豊かさを守ろうというSDGsの目標とも合致をいたします。我が国は、2000年に制定された循環型社会形成推進基本法にのっとり、3R、リデュース、リユース、リサイクル、発生抑制、再使用、再生利用の推進による循環型社会の形成を目指しております。これを受け、2006年6月、容器包装リサイクル法改正に当たっても基本的な考え方が示されました。ペットボトルも、これらの基本的な考えにのっとり、処理されるべき資源ごみであります。

ここで伺いをさせていただきますが、本市における資源ごみとして収集されるペットボトルの量は毎年どのくらいあるのか。また、年間を通じて季節ごとのペットボトルの収集量はどのくらいか、お示しをください。

**川村議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** 皆様、おはようございます。市民生活部長の前村でございます。よろしくお願いたします。

ご説明申し上げます。本市におけるペットボトルの年間収集量は、昨年、令和2年度84トン、令和元年度80トン、平成30年度81トンと、直近の3年間を見ますと、ほぼ横ばい状態で推移しております。季節的には昨年度で、3月、4月、5月の春季が月5.6トンから8.1トン、6月、7月、8月の夏場が7.1トンから10.6トン、9月、10月、11月の秋では9.1トンから5.5トン、12月、1月、2月の冬場が月5.6トンから4.8トンという状況でございます。

**川村議長** 松林議員。

**松林議員** ありがとうございます。ペットボトルは容積があり、かさばります。各家庭ではペットボトルの収集日まで自宅で空のペットボトルを保管していると思いますが、毎日1本飲んでも月に30本、2人で60本になります。特に夏場などは、大きな2リットル入りのペットボトルを飲む場合も出てきます。水などのペットボトルは、空になるとある程度潰して容量を小さくすることもできますが、炭酸系の清涼飲料水のペットボトルは強度があり、なかなか潰すことは容易ではありません。ペットボトルのごみの収集であります。お隣の御所市では、缶類と小さな金属と一緒にペットボトルもコンテナに入れて回収する、不燃物ごみの金属系の日と、瓶類、ガラス、陶磁器のくず、有害ごみ、蛍光灯や各種電池と一緒にペットボトルもコンテナに入れて回収をする、不燃物ごみの瓶系の日がそれぞれ設けられており、月に不燃物ごみの金属系の日が1日、不燃物ごみの瓶系の日が1日設けられております。したがって、月に2回程度はペットボトルの収集をしていることとなります。しかし、ペットボトルと他の不燃物を一度に回収できる代わりに、クリーンセンターに持ち込んだ後に資源ごみであるペットボトルとの分別、仕分作業に手間がかかるというデメリットもあります。

本市のペットボトルのごみの収集は月に1度となっており、1か月間、自宅で空のペットボトルを保管すると結構な大きさとなり、保管場所に困ります。ペットボトルの収集を月に2回はできないのかとのお声を複数いただいております。また、先ほどの前村部長の答弁でもありましたが、ペットボトルの使用量が増える夏場に、せめて2回程度の収集は実施する

べきであると、このように思いますが、このことに対する阿古市長のお考えをお示してください。

**川村議長** 阿古市長。

**阿古市長** ペットボトルの収集には、収集車両1台につき運転手1名と2名の収集員の計3名乗車で、5台の車両で当たっております。週5日のうち燃えるごみの収集を2日、不燃ごみ、缶、瓶のいずれかが1日、そして本市では、市民皆様のご理解とご協力をいただきながら、豊かな環境を未来に残すことができるよう、容リプラの収集を1日設け、分別収集を更に進めさせていただいているところでございます。残り1日で古紙類と古布類、古紙類とペットボトルの日が2週に1日、交互に入る収集体制で週5日が埋まった状態でございます。古紙類と古布類、古紙類とペットボトルと、古紙類の方が月2回収集とさせていただいておりますのは、古紙類は重たくてまとめると出しづらいことを考慮してのことと確認いたしております。

全国的にも、レジ袋から買物袋、割り箸からマイ箸、パッケージレス、ペーパーレス、そしてペットボトルも水筒、お茶、水などはマイボトルと、地球にも自分にも優しい生活を進めているところでございますが、しかしながら、この解決策についても、今後、古紙、古布、ペットボトルの排出量の動向、収集車両、ローテーション、各ごみステーションのスペース、収集人員体制などのいろいろな課題を工夫した、よりよい対応ができないものか検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**川村議長** 松林議員。

**松林議員** ありがとうございます。他のごみ収集日との調整もあり、なかなか難しい面もあるかと思いますが、ぜひともよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、第3点目の質問、バリアフリー経路の確保、庁舎施設内の点字ブロックの敷設についてお伺いをさせていただきます。私も今回の一般質問でこのテーマを取り上げさせていただき、初めて知ったことでありますが、3月18日は点字ブロックの日であります。この点字ブロックは、岡山県の三宅精一さんによって考案されました。そのきっかけは、彼の友人が、視力が低下をして歩行にも支障を来すようになったのを知って、何とかしたいと思われたのがきっかけでございます。ヒントになったのは、目の不自由な人は、コケと土の間の境が靴を通じて分かる、突起物なら分かるという友人の一言からだったそうであります。そして、点字ブロックは1967年3月18日、岡山県立岡山盲学校近くの国道2号線の横断部分を示す歩道に、三宅精一さんが寄贈をした230枚が世界で初めて敷設されることとなりました。そして、視覚障がい者の安全な歩行を助ける点字ブロックが世界で初めて敷設された日を記念し、点字ブロックの安全性の確保と発展を目指して、岡山県視覚障害者協会が制定をいたしました。そして、第一次オイルショックを契機に国内に広がり、2012年には、点字ブロックの国際規格が日本のJISを基に定められ、現在では150か所以上の国に広がっております。

この点字ブロックには点ブロックと線ブロックの2種類があります。点ブロック、警告ブロック、点状ブロックともいいます。これは注意を促すためのものであります。転落や衝突

を防ぐよう、階段や交差点の手前、駅のホームの端、バス停などに敷設をされております。そして線ブロック、誘導ブロック、線状ブロック、棒状ブロックとも言われております。これは方向を示すためのものがございます。線の向きに進めることを表しております。歩道や道路に沿って敷設されたり、駅の改札、建物の入り口への誘導などに用いられております。視覚障がい者は、白杖で触れたり、足で踏むことによって、点字ブロックの存在や種類の違いを感知しております。また、黄色いブロックが多いのは、弱視の人が見分けやすいため、そして、晴眼者に点字ブロックであることを知らせるためです。晴眼者というのは、目の健全者という意味合いでございます。点字ブロックは、視力がなかったり、視力が低下している人が安全に移動するために地面や床面に設置された四角形の案内表示です。正式には視覚障害者誘導用ブロックといいます。まさに点字ブロックは、視覚障がい者の命綱でもあります。

ここで伺いをいたしますが、本市において、視覚に障がいをお持ちの方は何人おられるのかをお示しく下さい。

**川村議長** 吉村総務部長。

**吉村総務部長** 改めまして、おはようございます。総務部の吉村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまの質問でございます。本市の視覚に障がいをお持ちの方でございますけれども、11月30日現在、本市にお住まいの方で視覚障がいの身体障害者手帳をお持ちの方は、合計79名おられます。その内訳といたしまして、1級の方が24人、2級の方が30人、3級の方が6人、4級の方が9人、5級の方が7人、6級の方が3人でございます。なお、そのうち65歳以上の方は59人となっております。でございます。

**川村議長** 松林議員。

**松林議員** ありがとうございます。続けて伺いをさせていただきます。本市の新庄庁舎を含む一般の方が利用される公共施設で点字ブロックを設置している施設は何か所かをお示しく下さい。

**川村議長** 吉村総務部長。

**吉村総務部長** ただいまの質問でございますが、本市の公共施設のうち、学校給食センターですとかクリーンセンター等、直接市民の方が利用されないというような施設を除いた、一般の方が頻りに利用される公共施設といたしましては、17施設でございます。そのうち点字ブロックを設置している施設でございますけれども、歴史博物館、中央公民館、相撲館、新庄健康福祉センター、いきいきセンター、ゆうあいステーションの6施設となっております。

**川村議長** 松林議員。

**松林議員** 17施設のうちの6施設ということでございます。更に続けて伺いをさせていただきます。視覚に障がいをお持ちの方が市役所に来庁された場合の具体的な対応はどのようにされているのか。視覚に障がいをお持ちの方が来庁されたときは、まずどこの部署に、部課に声をかければよいのかなどについてお示しをください。

**川村議長** 吉村総務部長。

**吉村総務部長** 市庁舎に来られた場合ということでございます。市役所の職員でございますが、行き

先が分からず困惑されている方ですとか、障がいをお持ちの方が来られた際には、積極的にお声がけするようにいたしておるところでございます。どのような用件でお越しになったのか、どの部署への用件で来られたのかなどをお伺いした上でご案内するという対応を取っておるところでございます。また、職員が気づかないというときもあろうかと思いますが、その際には、誰でも結構でございます。その近くにいる職員にお声がけをいただければ、ご案内をさせていただくということになってございます。また、近くに職員がいない、見つからない場合でございますが、その際は、申し訳ございませんが、福祉関係窓口にお声がけをいただければ、目的の部課までご案内をさせていただくという対応を取っておるところでございます。

**川村議長** 松林議員。

**松林議員** ありがとうございます。視覚障がい者の方に対する対応のみではなく、ほかにも様々な来庁者に対して親切に案内をする窓口案内というものがぜひとも必要であると思いますが、また、窓口案内に職員が常駐することができない場合なども、窓口案内に職員を呼び出すチャイムを設置することなどの対応も可能かと思いますが、バリアフリー経路、高齢者、障がい者が円滑に利用できる経路を考えた場合、視覚障がい者の方が来庁された場合、点字ブロックによって、視覚障がい者の方が自ら、窓口案内もしくは視覚障がい者用案内表示盤まで赴き、そこで案内を受け、自分の用事のある部課まで行き、用事を済ませることができるよう、庁舎敷地内道路から玄関、窓口案内やトイレ、エレベーターなどを結ぶ箇所に点字ブロックを設置し、バリアフリー経路の確保を図ることは、視覚障がい者の方にとりましても必要不可欠であり、重要なことであろうかと思いますが、阿古市長のお考えをお示してください。

**川村議長** 阿古市長。

**阿古市長** 様々な障がいをお持ちの方も健常者も、同じように市民サービスを受けることができるために努めるというのは、行政の役割であると考えております。葛城市は現在、障がいのある方が来庁されたときには、職員が積極的にお声がけさせていただき、用務先までご案内することといたしております。また、お一人での来庁が困難な場合には、ヘルパー制度をはじめとする各種福祉サービス等をご活用していただいているのが実情でございます。議員ご指摘のお話も踏まえまして、これからそういうことが必要であるのかどうかも含めまして、今後も検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**川村議長** 松林議員。

**松林議員** ありがとうございます。障がいのある人も障がいのない人も、共に暮らしやすい社会の確立を目指すことは重要なことであります。ぜひとも庁舎内に点字ブロックを設置していただき、視覚障がい者の方にとりましても、安心をして利用しやすい庁舎としていただきますように切に要望いたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

**川村議長** 松林謙司議員の発言を終結いたします。

次に、6番、梨本洪珪議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

6番、梨本洪珪議員。

**梨本議員** 皆様、おはようございます。梨本洪珪です。ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問を始めさせていただきます。

今回私が質問させていただくのは、9月議会に続きまして、葛城市の契約事務についてです。その目的は、予算執行と契約事務の健全化です。

これよりは質問席にてさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

**川村議長** 梨本議員。

**梨本議員** それでは、よろしく願いいたします。

改選後、初めての一般質問です。9月に引き続き、なぜ私がこのテーマにこだわって質問するのか。これまでの経緯を踏まえて、改めて整理することから始めさせていただきたいと思います。私が市議会議員選挙に出ようと考えたのは、前回もお伝えしたように、利権政治からの脱却を目指して当選された阿古市長の誕生からです。これまでの職歴から、知識のあるクリーンセンター業務において、当時の葛城市は、民間レベルでは考えられない契約を締結していました。その典型的なものが、資源ごみの収集運搬処理業務でございました。ほかの市の事例やこれまでの経験から、私が年間1億円以下で可能であると考えた事業に約1億6,000万円の支払いがされていたわけでございます。その契約締結過程も不透明で、明確な根拠が示されないまま、1者見積りによる1者随意契約。しかも3年半もの長期継続契約が締結されていました。議員として、その問題性を何度も提言してきましたが、ようやく昨年11月に入札がございまして、改善が行われました。その結果、1億6,000万円で行われていた業務が8,580万円で落札されたわけでございます。つまり、市民サービスを低下させることなく、7,500万円もの減額ができたわけでございます。これは葛城市の財政規模においては、大きな金額であると言えるのではないのでしょうか。

私は、この過程において、2つの成果を示すと考えております。1つは、予算に対する考え方です。この事業においては、業者の見積り金額そのまま契約が締結されていました。その金額の妥当性を調べていけば、当然減額できたはずなのにです。職員の皆さんや、これを映像でご覧の市民の皆さんも、一緒にイメージしてみてください。例えば、皆さんはご自身の買物をされる際、10万円以下で買えるかもしれないパソコンを16万円で購入されますか。個人の買物なら絶対にそんなことはしないはずなんです。買う前には、ネットで適正価格を調べたり、パソコンに詳しい友人に聞いたりするはずなんです。少なくとも家電量販店数店を回れば、適正価格はおおよそ分かるのではないのでしょうか。その中でよい買物、安く買えるよう、通常ならば努力いたします。そして購入する商品のサービスの価格が高ければ高いほど、買物は慎重に検討されるはずなんです。ところが、行政の買物となると、私のお金が私たちのお金になり、コスト意識が機能しなくなります。そして自分たちの懐がすぐには傷まないから、少しの努力をせず、お店から提示された16万円を平気で支払ってしまうんです。この資源ごみの収集事業においては、16万円ではなく、その1,000倍、1億6,000万円が業者の見積り金額そのまま毎年支払われていました。そのような感覚では大きな予算の無駄遣いになる。そのことが分かりやすい形で顕在化したのが、1つ目の成果であると考えています。

2つ目は、契約事務の重要性です。行政にとって不利な予算の使い方を防止するためには、最低限ルールにのっとった、適切な契約事務が必要です。例えば、予定価格調書の作成や、業者選定委員会に諮る過程において、不適切な契約にはどこかでチェック機能が働くはずで、指摘する契約においては、葛城市契約事務の手引きにある、3者以上の見積りを取るというルールが無視され、契約を締結した業者1者からしか見積りが取られていませんでした。当時、適正な契約事務が執行されていれば、このような予算の無駄は防ぐことができた可能性があり、職員一人一人が契約事務を適切に行うことがいかに重要であるかを示したのが2つ目の成果だと考えています。つまり、契約事務という土台がぐらついていては、よい事業などできるはずがないというのが私の考え方です。ということで、これら2つの成果が生かされているかを、行政、議会、そして市民の皆様にも一緒に考えていただくため、私が問題だと考えているクリーンセンター事業について、切り込んで質問をさせていただきます。

本来、情報開示された公文書を見て、9月議会において疑問を問いただしたかった事実ではございますが、本論に入る前の段階、予定価格調書の作成や文書管理などの問題指摘で時間切れとなってしまいました。今回は重点的にその事業の内容について質問をさせていただきます。

その前に、前回の9月議会の私の一般質問や、複数の議員の皆様から決算特別委員会にて質問があった際、整理しきれなかった論点についてまずは問わせていただきたいと思います。まず、葛城市においても、内閣府が告示しているような行政文書の管理に関するガイドラインを作成されているのか。その取扱いについてもご説明ください。

**川村議長** 吉村総務部長。

**吉村総務部長** 総務部の吉村でございます。ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

行政文書全般に関わる取決めということでございます。国の内閣府が定めておりますガイドラインではなく、葛城市文書取扱規程というものがございます。この規程では、文書の收受、起案、それから決裁文書、文書番号、文書の発信者名義、公印、発送、文書の保存、編さん方法、廃棄等の文書事務全般について基本的な事項を規定しておりますので、この規程によるものとしたしておるところでございます。なお、教育委員会事務局、それから上下水道部にも、同様の文書取扱規程というものがございます。また、参考に、奈良県が作成されております文書事務の手引というものも参考とさせていただいておるところでございます。

**川村議長** 梨本議員。

**梨本議員** 今の総務部長の答弁によりますと、葛城市文書取扱規程があるとのことでした。

当然、その規程にのっとって取り扱われているということでございますが、規程には、第3条に文書取扱いの原則が記載されており、文書は、全て適正かつ迅速に取り扱い、行政の効率的な運営を確保するとともに、その処理の経過を明らかにするよう努めなければならないと書いてございます。9月の一般質問の際には、朝日新聞デジタルの記事から、公文書とは、役所が意思決定する過程や結果を記録したもので、後の検証を可能にすることで、行政が適正に運営されるようにするのが狙いである。役所の都合で手心が加えられるようなことがあれば、その文書はおろか、行政自体への信頼が失われかねないという公文書の考え方をお伝

えいたしました。国では、森友問題が起きて以降、公文書の取扱いが非常に厳格化されています。平成30年9月7日には、人事院事務総長より、懲戒処分の指針についての一部改正について通知があり、公文書の不適正な取扱いをした場合が追加されています。葛城市においては、公文書の不適正な取扱いがあった場合、職員の懲戒処分の指針があるのか、教えてください。

**川村議長** 吉川企画部長。

**吉川企画部長** 皆さん、おはようございます。企画部の吉川でございます。ただいまの梨本議員の質問でございます。

本市の懲戒処分についてでございますが、この懲戒処分に関する指針についてでございますが、この指針につきましては、葛城市懲罰審査委員会設置要綱に別記として制定しているところでございます。内容につきましては、国の人事院で定められている内容と同様の内容としておりまして、公文書の不適正な取扱いにつきましても、人事院の指針と同じ内容となっております。

以上でございます。

**川村議長** 梨本議員。

**梨本議員** 人事院の指針と同じ内容であると確認いたしました。つまり、公文書の偽造や決算文書の改ざんなどには厳しい処分が課せられることとなります。それと関係するかは分かりませんが、9月議会では、予定価格調書の署名捺印が、クリーンセンターのものだけ自署ではなく、印字に押印されており、ほかの議員からも違和感があると指摘を受けておりました。予定価格調書の決定権者の署名捺印について、結果的に問題がなかったのか。また、葛城市では今後どのようにしていくのか、教えてください。

**川村議長** 吉村総務部長。

**吉村総務部長** ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

予定価格といえますのは、発注者が競争入札の際、その落札金額を決定するための基準となる価格でございまして、随意契約でありましても予定価格は作成されるといったもので、契約金額を決定するための基準というものでございます。葛城市におきましては、随意契約の場合の予定価格の決定につきましては最終決裁権者が行うことになっておりますが、その決定過程では、複数の見積りによる実勢価格ですとか設計書等により、その価格を原課の課長が決裁権者に説明を行った上で決定権者が予定価格を決定し、その後、封緘するよういたしておるところでございます。なお、この予定価格調書の様式や記載方法、それから署名か記名か、また、押印方法等詳細につきましては、法令等で規定されたものはございませんが、ご指摘いただいた以降、本来あるべきであろう署名捺印するよう指導をいたしておるところでございます。

**川村議長** 梨本議員。

**梨本議員** 法令等の規定や市で定められたものがないということでございますが、個人的には、署名捺印が通常であり、記名押印のクリーンセンターのものにはいまだに違和感があるんです。指導していただいているとのことですので、今後は徹底していただきたいと思います。また、

9月の決算特別委員会においては、葛城市契約規則にある予定価格調書の作成がされていなかったり、会計事務における支払いが遅れていたなど、委員から様々な指摘がございました。複数の議員が指摘した問題は、市政検討委員会など調査機関で詳細に調査されたのか。また、市政検討委員会の活動状況についても、今年度の開催回数も併せて伺わせてください。

**川村議長** 吉川企画部長。

**吉川企画部長** 市政検討委員会の件でございます。本市の市政検討委員会でございますが、これにつきましては、本市の市政全般を着実に推進するために、市役所外部の視点から市政全般について分析、検証及び精査し、問題点を提起した上で、今後の市政運営の基礎とするため設置しているもので、市長の諮問に基づきまして、市政に関する現状の分析、検証及び評価に関することや、市政全般に関する諸課題の洗い出し及び是正方法に関することなどについて答申していただくものでございます。今年度の開催状況につきましては、地方創生事業の事業評価について、これまで2回開催しているところでございます。

以上でございます。

**川村議長** 梨本議員。

**梨本議員** 市政検討委員会については、3月の予算特別委員会でも私は意見を述べました。時間の都合上、その在り方についての議論は今回は避けさせていただきますが、近年、市政検討委員会は、地方創生事業の事業評価のみしか開かれていないんです。市長の諮問機関ではございますが、現在の市政全般に関する課題とは何か。今の在り方でよいのか。外部委員からの意見も聞いてみてはいかがでしょう。また、道の駅建設に関する不適切な契約事務は、当委員会で調査されたため、今回も同様に調査していただけるものと考えておりました。そのケースと違って調査されないということは、調査する機関ではない、もしくは調査する事業には当たらないと市長が判断していると解釈いたします。調査は表面的、形式的なもので終わってはならないというのが私の考え方です。

9月の決算特別委員会において杉本議員から、何でこんなことになったのか、明確に答えてほしい。こういった総括質疑がございました。それに対し、阿古市長は、実は部長の答弁の中で改善策という部分について、改善ですので、当然その原因については調べています。会計事務における支払いの遅れの対策として、担当所長が業務多忙等により、決裁事務、会計課への提出を失念した場合と書いております。ですので、原因はそこにあります。こう答弁されました。この見識は、私とは大きく異なっております。市長が言うように単なる失念が原因であると納得できたなら、私はここまで突っ込んで質問することはございません。部長や市長から、更生の機会を与えてほしいという発言もございました。しかし、原因を曖昧にしたまま更生できるとは到底思えないんです。指摘する事業は、支払いだけでなく、予算計上から執行、その契約事務に関する多くに問題があると、そう私は考えています。とはいえ、行政側で改めて調査していただいていたのであれば、12月議会で私がこの件について再度一般質問することはございませんでした。本音を申し上げると、ここから先の質問はしたくありません。するかどうかが直前まで悩みました。しかし、葛城市の未来を考えるなら、辛くても信念を貫くべきとの考えに至りました。日頃より真剣に業務と向き合ってくれている

多くの葛城市職員には、なぜ議員にここまで言われなければ、そんな思いが生じるかもしれません。しかし、葛城市役所がよい組織になってほしいとの一念からだにご容赦願いたい、そう考えています。

9月に指摘した様々な疑問は、情報公開で明らかになったものでございます。その後、葛城市クリーンセンターの2つの事業については、更に詳細な情報開示が行われており、私もその資料を拝見いたしました。その資料を見る限り、問題の根っこが深いとの思いはますます強まっているんです。ここからは情報開示された資料の内容について質問を進めてまいります。

私が問題とする2つの事業とは、バグフィルターろ布取替工事と再燃焼室耐火物緊急工事、この2つでございます。まず、バグフィルターろ布取替工事は、起案は令和2年7月1日で、7月20日に契約されています。工期が同日から9月30日まで。竣工日が9月16日、検査引渡しが10月1日で、支払いは令和3年5月6日です。2,090万円の予定価格に対し、6号の1者随意契約によって1,868万9,000円で契約されています。一方、再燃焼室耐火物緊急工事は、起案が令和2年12月21日で、12月22日に契約。工期が、同日、12月22日から令和3年1月29日まで。竣工日は1月29日。検査引渡しが2月10日で、支払いが令和3年5月17日なんです。予定価格調書は、この事業においては作成されていないとのことでしたが、起案に記載の予定価格は704万円です。業者から21日に906万4,000円の見積りが提示されましたが、減額交渉し、22日、704万円で契約されたとのことでした。

2つの工事とも質問したいところがございますが、時間の都合上、再燃焼室耐火物緊急工事を重点的に聞きさせていただきます。これまでの説明では、12月21日に再燃焼室第1号炉の耐火レンガ剥落が判明し、年末年始に炉を止める期間を短くしたい一念で、予定価格調書を作成せずに緊急工事を行ったとのことでしたが、今回情報開示された業者からの見積書を確認すると、1号再燃焼室耐火物緊急工事、1号炉出口耐火物緊急修繕の2つの工事の経費が計上されているんです。ここまでそのような説明は一切なかったのでございますが、偶然にも同じ日に2か所の剥落があったのでしょうか。また、当日に剥落状況の調査を依頼して見積りを徴したということでしたが、見積書の内容は2か所ともかなり細かく計上されているんです。剥落が判明した当日にここまで細かい見積書の作成は可能なのでしょうか。また、減額交渉したとされる21日の見積りと22日の見積りの違いは、出精値引きでマイナス184万円と記載されていて、こっちは経費の細かな見積りと一転して、大ざっぱな内容なんです。担当者は、中身を確認してこの契約金額を決定されたのでしょうか。工事の内容説明と値引きされた見積書の中身について確認させてください。

**川村議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** 市民生活部長の前村でございます。よろしくお願いいたします。

お尋ねいただいております工事は、1号再燃焼室耐火物と同室出口の耐火物の2か所の耐火物剥落による緊急工事でございます。緊急のため予算補正が間に合わず、予算残額の範囲内の価格交渉により値引きをしていただいたもので、見積り内容の詳細まで検証できなかったのが実情でございます。

**川村議長** 梨本議員。

**梨本議員** 令和2年度当初予算の工事費、予算残額の範囲で行ったとのことでございました。皆様にも思い出していただきたいんですが、昨年、令和2年6月議会において、9年間で25億1,511万5,000円を限度額とした多額の債務負担行為が可決されました。その事業とは、葛城市クリーンセンター焼却施設運転管理業務委託で、今年3月1日から令和12年3月31日まで、総額24億6,151万5,342円で契約されているんです。手元の計算では、債務負担行為限度額に対し契約金額は約97.9%の執行となっております。

経緯を簡単に説明すると、新炉建設から3年間は、メーカー、今の契約業者、今の業者と長期の委託契約を結んでおり、その期間は瑕疵担保があり、必要な補修や修繕はメーカーによって実施されてきました。その長期契約の期限は、令和2年、昨年3月31日まででございました。本来なら昨年4月より、修繕費用も含んだ新たな長期包括民間委託を結ぶ予定でございましたが、間に合いませんでした。令和2年度の当初予算では、9か月間はこれまで契約してきた単月の金額で延長し、その後はプロポーザルによる新たな契約で実施予定、このように担当部局より説明がございました。その際のプロポーザルの一次審査は、令和2年9月24日から9月27日であったと聞いておりますが、少なくともその段階で、今契約している業者、そしてこれまで契約してきたメーカー、その1者しか交渉相手がいないことが判明していたわけでございます。つまり、瑕疵担保の保証期間が切れ、長期包括委託契約を結ぶその僅かな期間に、この2つの工事、2,572万9,000円が支払われているんです。ちなみに、令和2年度のクリーンセンター工事請負費の当初予算計上額は2,640万6,000円で、その執行率は約97.4%です。1者としか交渉していない契約であるがゆえ、債務負担の契約も、この2件の契約も、予算と契約額がほぼ合致することに首をかしげざるを得ないんです。ちなみに、バグフィルターろ布取替工事は、契約事務の手引きで規定されている業者選定委員会にも報告されていません。一方、再燃焼室耐火物緊急工事は、報告はしたとのことでございますが、業者選定委員会資料には月日の記載がないんです。これは何月何日の業者選定委員会に報告されたものなのか。また、この業者選定委員会資料を見させていただくと、5号、これは緊急の必要がある随意契約のはずなのに、12月21日の起案書の記載は5号なんです。ところが、業者選定委員会の資料は6号、競争に付することが不利という理由で書かれているわけなんです。これはなぜなのでしょう。業者選定委員会への報告日時と随意契約の理由について伺わせてください。

**川村議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** ご説明申し上げます。まず、業者選定委員会への報告は、令和3年6月2日に行っております。事象としまして、緊急性を要する5号でございまして、同時に、運転管理契約履行中の施工者で履行させることにより、工事の短縮、安全、円滑かつ適切な施工を確保できると認められるという6号でございました。

**川村議長** 梨本議員。

**梨本議員** 両方とも理由があるということなんですけど、業者選定委員会というのは、チェック機能を働かせる機関のはずなんです。12月から1月に行われた事業を、年度をまたいで6月2

日に報告して何か意味があるんですか。また、随意契約の理由が起案の記載と業者選定委員会への報告で違っていて、これ、問題ないんですか。そのような適当な情報で業者選定委員会が機能するとは思えません。ここは改善が必要な大きな問題点であると考えています。

ここからは、開示された見積書の中身や添付書類などを細かくお聞きさせていただきます。私は、焼却炉の修繕に関する知識はそれほど多くは持ち合わせていません。しかし、長年勤めた会社が廃棄物処理業を営んでいたことから、廃棄物関係の知識には詳しいと自負しております。その経験から、解体材処分費や処分方法が適正であるか否かは、大体書類を見れば分かるんです。当然、廃棄物を取り扱うクリーンセンターでは、職員には特に意識を向けてほしい、そういった点などがございしますが、廃棄物処理の視点から見て、開示資料には疑問点がたくさんあるんです。

まず、開示資料には産業廃棄物処理委託契約書の添付がございません。この契約書がないまま産業廃棄物を処理すれば、廃棄物処理法違反となるし、工事から排出された解体材が適正に処分されるかが分かりません。そして、産業廃棄物の処理にはマニフェストと呼ばれる管理票が必ず必要であり、A票からE票まで、排出事業者、収集運搬業者、処分業者などがそれぞれを記載して、不適正な処理を防止する仕組みになっています。ところが、再燃焼室耐火物緊急工事の開示資料には、このマニフェストのA票のみしか添付されていないんです。E票が返ってきて初めて排出事業者は適正な処分がされたと確認できるわけですが、これでは最終処分がどうなったのか把握ができません。また、添付されている書類も、書類の中にある写真もよく分からないんです。再燃焼室耐火物緊急工事は、2つの耐火レンガ剥落による緊急工事だと部長より説明がございました。よって、1号再燃焼室耐火物の解体材処分には搬出車両番号「さー504」という写真が添付されてるんです。そして、1号炉出口耐火物の解体材処分には、搬出車両番号「つー3」という写真が添付されてるんです。つまり、2つの車両写真が添付されているということです。2台分の解体材を搬出したと考えるのが普通なのでございしますが、ところが、添付されているマニフェスト伝票は1枚しかないんです。これはどういうことなのでしょう。

さらに、私が最も不信感を募らせているのは、その処分費用です。業者からの見積り提示額は、1号再燃焼室耐火物と1号炉出口耐火物で、解体材処分費一式として、それぞれ32万円と16万円が計上されています。つまり、両方の耐火レンガ、この耐火レンガというのは、産業廃棄物の区分でいうとがれき類に当たります。これを処分するのに48万円かかると算定されてるわけです。ちなみに、この解体材処分費は、2回目の見積り、12月21日から12月22日に減額されたという見積りでも、一切の減額はされていません。ところが、マニフェスト伝票に記載されているものを見ると、どれだけの量を処分したのかというと、僅か3立方メートルなんです。通常の廃棄物処理の相場感覚からして、3立方メートルのがれき類を処分するのに48万円もの費用がかかるとは到底思えないんです。そもそも産業廃棄物処理委託契約書には、処分方法や処分場所だけでなく、排出される廃棄物の数量とその単価が記載されなければならない。これは法律で義務づけられています。また、修繕費用なので、少なくとも、修繕に使用される工事材料の数量を見れば、廃棄物の数量も大体見当がつくはず

なんです。契約書に記載されている数量と単価の金額は幾らだったのか。見積りの内容として、担当課では適正と判断されたのか。今、指摘した点において、それぞれ廃棄物処理法違反はないのか。処分費用が高額な点についても、その理由を伺わせてください。

**川村議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** 議員お述べの契約書は、葛城市と川崎技研との間で交わすべきものではなく、川崎技研が産業廃棄物処理を委託する会社と交わすものでございますので、情報公開対象文書類には含んでおりませんが、本契約書が存在していることの確認はできております。また、最終処分がなされたことが確認できるE票、これも確認できております。それから、搬出車両番号「さー504」についてですが、これは確認が不十分でありましたが、業者が先に行ったバグフィルターろ布取替工事での車両写真を誤って混同させて報告してきたものでございました。

最後に、本工事の見積り、値引き内容でございますが、2つ前のご質問でお答え申し上げましたように、緊急の事態発生により予算の補正が間に合わず、予算残額の範囲内で価格交渉によって値引きをしていただいたもの、見積り内容の詳細まで検証できなかった、そういう実情でございます。

**川村議長** 梨本議員。

**梨本議員** 産業廃棄物処理委託契約書とマニフェストがちゃんとあるというのであれば、内容と見積りに整合性が取れているのか、ぜひ原課でも確認していただきたいと思っています。また、追加の資料として、開示できるものであれば、開示もしていただければというふうに考えています。

今指摘したのは、再燃焼室耐火物の緊急工事のことです。廃棄物の件でございます。ちなみに、バグフィルターろ布取替工事、こちらは、今、緊急事態だから中身を確認できなかったという答弁でございましたが、このろ布取替工事に関しては緊急事態ではございません。そして解体材が処分された数量は400キログラムです。これ、ろ布自体が軽いものであるので、8立方メートル400キロというふうにマニフェストには記載がございました。そして、その解体材処分費一式の見積り金額は、驚くことに、何と130万円です。長年、廃棄物の仕事に従事してきましたが、僅か400キログラムの廃棄物を処分するのに130万円かかるなど、聞いたことがありません。よほど処理困難な廃棄物であるなら理解もいたしますが、処理品目や処分工程を見ても、特殊な処理がされた形跡はないんです。冒頭で伝えたパソコンに例えると、10万円が相場の商品に100万円支払うぐらいの異常さです。この書類一つとってみても、これまで私が議員活動を通じて何度も訴えてきたことが無意味に感じて、本当に情けなくなります。また、車両写真は業者が誤って混同したとのことですが、全く時期も事業も違う2つの車両写真が混同されるなど、あり得るんですか。この写真が1枚だけ添付された書類ならまだしも、工事の解体材の写真が上に2枚あって、3枚目にその車両の写真が貼ってあるんです。そんな報告書が提出されているのだったら、私が担当者なら、その工事自体の信頼性を疑います。

気を取り直して次の質問点に移らせていただきますが、通常、工事には下請業者が入るこ

とがございしますが、災害防止の観点から、業者名などは提出されるものと思います。今回、再燃焼室耐火物緊急工事においては、工事作業所災害防止協議会兼施工体系図に、築炉工事会社名として株式会社水田築炉という記載がございまして、それ以外は下請に入っているという記載はございませんでした。ところが、添付されている工事の写真を見ると、有限会社酒井築炉と印字されたヘルメットが写っていて、そのヘルメットを着用した作業員の現場写真が2枚添付されているんです。それとは別に現場写真について疑問に思うことは、2月2日の工事完了報告書には、写真の添付が1枚もないんです。これは課内検査だと思うんですが、通常、検査写真の添付はなくても普通なんではないでしょうか。また、2月10日の工事竣工検査、これは成績評定書であります。竣工検査写真の添付はこちらにもないんです。しかも、工事竣工検査書には、随意契約にも関わらず、入札に丸が打ってあります。なぜ、施工体系図に記されていない会社が写真に写っているんでしょうか。課内検査や竣工検査に写真の添付は必要ないんでしょうか。また、今回の工事でそれらの検査写真が添付されていない理由を教えてください。

**川村議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** ご説明申し上げます。剥落箇所が2か所の緊急補修でございましたので、水田築炉の応援に急急に有限会社酒井築炉が入ったものであったことを、元請けの川崎技研に確認いたしますとともに、川崎技研には追加記載すべきことは追加をし、市に連絡すべきことは連絡することなどを注意させていただきました。課内検査は、完了と書類が完成した令和3年2月2日に行い、竣工検査を同月10日に行っております。2月2日付の工事完了報告書には、正当である随意契約の随に丸を打っていますが、工事竣工検査（成績評定書）には誤って入札の入に丸を打っています。重要な成績評定に意識が集中し、確認時にも気づかず、結果として整合性を欠くこととなりました。検査写真につきましては、葛城市建設工事検査要領にのっとり竣工検査写真はございますが、竣工検査を受ける状態であるかを確認する、課内で点検、検査した写真は撮っておりませんでしたので、今後は、課内検査写真も確認記録として撮った上で竣工検査を受けるようにいたします。

**川村議長** 梨本議員。

**梨本議員** 下請の件は、先ほどの写真と同じく、業者の問題であるというふうに私には聞こえたわけですが、こんなことが積み重なって、本当に工事の信頼性は証明できるんでしょうか。見積り段階で剥落箇所が2か所あることは分かっていることです。そして、それに基づいて施工体系図も作成し、提出されたはずですが、緊急補修であったとはいえ、記入確認、漏れに気づかないのが不思議なんです。業者側で作成される資料とはいえ、下請会社の保険加入状況や安全衛生管理者、主任技術者などの氏名も記載される重要な書類です。もし、工事において事故が発生した場合などを考えると、記入漏れがあってはならないと考えられますし、もし、それがあつたとするのなら、本当にずさん過ぎます。また、工事竣工検査書もそう。随意契約と入札の丸が誤っていても問題ないのであれば、成績評定の方が大事だといふのであれば、もうこんな項目なくしてしまったらどうですか。必要ないじゃないですか。また、葛城市建設工事検査要領にのっとり竣工検査写真はあつたとのことでございますが、あ

るんだったら、なぜ開示資料に添付されていないんですか。9月議会では、私が情報開示を請求した資料には、その多くに抜け落ちがあった。最終的にあると言っていた予定価格調書や業者選定委員会資料の一部が、実際にはなかったことが判明いたしました。その教訓は生かされていないのでしょうか。

9月の一般質問では、会計管理者から、添付書類不備のままお支払いをすることはごさいませんとの答弁も受けました。私はここまで自身で調査してみて、多くの添付書類に不備があるのではないかと感じるわけです。少なくとも課内検査の写真はないということが判明したわけですが、これは添付書類不備には当たらないのでしょうか。これほど雑な契約事務であっても、チェック機能が働いていないのが私には理解できないんです。

次の質問は、できれば市長にお答えいただきたいと思っています。再燃焼室耐火物緊急工事の施工伺には市長も決裁印を押しておられます。12月21日の業者からの見積り金額は906万4,000円です。しかし、同日12月21日に決裁が完了している施工伺には704万円で予定価格が記載されてるんです。業者から704万円の見積り金額、これは値引き後です。この金額が提示されたのは12月22日のはずです。22日の見積りを見ずに、市長は21日の段階でこの金額を知っておられたのでしょうか。また、300万円以上の随意契約における予定価格の決定権者は市長です。事務的なミスがあったとしても、少なくともこのときに気づいて予定価格調書を作成しなくてはならなかったのではないのでしょうか。見積り提出日と施工伺決裁日の整合性が取れない理由を伺わせてください。

**川村議長** 部長でよろしいですか、梨本議員。

**梨本議員** 答えていただけるなら、時間もあれですので。

**川村議長** 先、部長に答えてもらいましょうか。

**梨本議員** はい。

**川村議長** 前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** 当時の決裁事務の流れを確認いたしましたところ、21日の施工伺時点では906万4,000円の見積書をつけて、市長には、予算残額は771万7,000円しかございませんので、現在値引き交渉をしておる最中ですという説明をし、翌日22日の契約締結伺の決裁をいただくときに予定価格を記入したものでございます。

**川村議長** 梨本議員。

**梨本議員** 市長に聞きたいところなんですけれども、時間の都合上、最後にまた市長にはお聞きしたいと思います。

私、何が言いたいかといいますと、私、この書類が12月21日に作成されたとは思えないんです。これだけではなくて、この2つの事業はおかしな点多過ぎます。推論で申し訳ないんですが、私がここまで調査してきた結果、本当に合計2,500万円を支払った2つの工事、必要だったのか。あまりにも整合性が取れない資料ばかりで、最初は架空工事なのではないかと、そこまで思いました。そうではなくても、情報開示された資料を見ても、予算額と決算額を比べてみても、この金額でなければならなかった何らかの理由があると思えないんです。そして、それを1人の職員の手続上のミスとして、組織的に何らかの力が働いてい

るとしか、私は見えないんです。この場で提示させていただくのは差し控えますが、9月議会の前に私に開示された資料は、今も私が持っています。その後、市民の1人の方が2つの事業について開示請求されて、それらについても詳細に拝見させていただきました。同じ内容の書類もあったので、2つを見比べて驚いているんです。なぜなら、私の書類には記入されていない数字が、もう一つの書類には記載されてるんです。つまり、決算文書にも関わらず、9月以降に誰かが書き込んだ形跡がある。9月議会で法令違反についてさんざん議論したじゃないですか。何でこんなことが起こるんですか。本当に理解に苦しみます。市長は、施工何だけではなくて、支出負担行為何書や支出命令書にも押印されてます。この書類一式は4月に、昨年12月に遡って作成したとの声も私には聞こえてきてます。この2つの事業について調査されるのか、聞かせてください。

**川村議長** 溝尾副市長。

**溝尾副市長** 調査をさせていただきます。まだまだ取り組むこと、いろいろあると思いますけれども、9月議会で質問をしていただきまして、我々としても、改善するところは改善していると思っております。その内容につきましては、まず、契約規則、契約事務の手引きにつきましては、全職員に再読させました。これは部長に確認させまして、全職員が再読しております。また、前回の質問は契約事務について質問をいただきまして、契約の流れというものが、職員、職員でイメージが違うところがあったのであろうというところから、チェック表を作成させていただきました。そのチェック表は、課内というか、部内であれば誰でも見れるようにして、やってなければほかの方が気づくというような体制にさせていただいております。また、コンプライアンス研修もやらせていただきましたし、昨年で言いますと、財政研修を私やらせていただきまして、梨本議員と同じようなことを、本当にパソコンの例で、私は10万円と40万円という例を出したんですけど、10万円のものを40万円で買いますかと。自分のお金だったら買いますかと。自分のお金だと思ってやってくださいということもお伝えさせていただいております。まだまだ本当にやらせていただくことはあると思いますが、今回の案件を昇華させて、ほかの案件だったり、ほかの課で次に起こらないようにすることが一番大事だと思っておりますので、また、いろんな対策を講じさせていただきたいと思っております。

**川村議長** 梨本議員。

**梨本議員** 今、副市長から丁寧にご答弁いただきました。ようやく調査するという答弁をいただきましたので、私も、しっかりと前向きな調査を、そして、私は本当に1人の職員を処罰したいとか、そんなことを言ってるわけではないんです。組織全体として契約事務をきちっとやっていかないことには、おかしなことが起こりますよということを口を酸っぱくして言ってるわけなんですけれども、それをやっていただけないから、こうして突っ込まないといけないわけじゃないですか。私は本当にこれ、したくなかったですよ。本当に、先ほども申し上げましたが、調査は表面的、形式的なもので終わってはいけません。ここまで、クリーンセンターについては、本当に4年前から様々な問題、指摘してきました。根本的な原因究明が解決されないままでは、また問題が起こると考えていた矢先に、こうした事態なわけでございます。多くの職員はよい仕事をしてきているものと信じています。しかし、根本にある問

題は、クリーンセンターだけで起きているものだとも思えないんです。事実ほかの部局においても、事業や金額の大小はあっても、私の感覚では、問題があるのではないかと感じる契約事務がございます。それらが単なるミスから起きているのなら、改善の余地もあるわけですが、職員の怠慢や意図的に行われている結果であるなら、厳しい対応が必要になるのではないのでしょうか。

クリーンセンターへの問題は、私は3月の予算特別委員会でも、市政検討委員会に諮問されたらいかがですかということを上上げたわけですが、その際、市長は、そのときそのときの行政が判断されたことというのは、それなりの理由はあると思う。私ができる範囲の中で、いろいろな入札のことや改革をやってきた。そういう部分においては、かなりの部分の改善はできたと思っており、もうそろそろ前向きにいろいろなものに注力していきたい、力を注いでいきたいという思いが強い。こう述べられて、市政検討委員会での検証は受け入れられませんでした。しかしながら、私は、今ご指摘申し上げたとおり、阿古市政においても、かなりの部分で改善ができたとは思っていません。今回指摘している問題も、そのときそのときの行政が判断してきたことで片づけず、中身を検証していれば防げたのではないかという思いもあるんです。全容を解明して、原因の究明と再発防止が徹底されること、そしてその結果を速やかに市民や議会に報告されることを切に願っております。

副市長から調査するとの答弁もいただきましたので、これで質問は終わりにしたいと思うんですが、最後に、今日の私の発言を聞いて、市長から何か思うこと、また調査に関する思いなどもあれば、ぜひこの場でお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

**川村議長** 阿古市長。

**阿古市長** 副市長と同じ答弁でございます。

**川村議長** 梨本議員。

**梨本議員** 阿古市長は利権政治からの脱却を目指して誕生したはずですので、うちには並々ならぬ思いを持っておられるのではないかというふうに推測いたします。前市政の不正は追求するが、現市政での疑義には目をつぶる。こういうことでは、阿古市政誕生のために応援してきた人たちは浮かばれません。本当に再発防止のために真摯に取り組んでいただきたいと思っております。

最後に、一生懸命毎日業務に向き合ってくださっている職員、予算の使い方も厳しく、契約事務も適正に取り組んでくださっている職員には、本当に生意気なことをお伝えしたと、私自身理解しています。職員の真摯な仕事が報われる葛城市役所であってほしい。そんな願いから今日の発言に至ったと理解してもらえると幸いです。今日は大変生意気なことをたくさん申し上げました。これで私の一般質問を終結させていただきます。ありがとうございました。

**川村議長** 梨本洪瑛議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開は午後1時ジャスト、会議を再開いたしますので、またご参集をいただきますようお願いいたします。

休 憩 午前11時30分

再開 午後 1時00分

**吉村副議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、私が代わって議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

4番、坂本剛司議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

坂本剛司議員。

**坂本議員** 皆さん、こんにちは。新人議員の坂本剛司でございます。私は、社会経験は豊富でございますが、議員経験は当然、新人でございますのでゼロでございます。そして浅学非才でございますので、皆さんにご指導いただきながら議員活動を続けてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問を始めます。私の一般質問は、大きく分けて2つ。1つ目は、孤独・孤立の問題とそれに付随する少子化対策。2つ目は、ごみの問題であります。

これからの質問は質問席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

**吉村副議長** 坂本議員。

**坂本議員** まず、孤独と孤立、それに付随する少子化対策という質問でございますが、偶然でございましょうか、市長の昨夜のつぶやきがありまして、市長は夜に決裁作業をしておられたと。夜1人でパソコンに向かって決裁作業をするのは、とても孤独感満載だと、そういうふうなつぶやきをされておりました。市長の周りには優秀な職員の皆さんがおられますので大丈夫かと、そういうふうに私は考えております。

まず、孤独と孤立とはどういうことかということをお話ししたいと思います。孤独とは、精神的なよりどころとなる人や心の通じ合う人などがなく、寂しいこととなっております。例えば、物理的には大勢の人に囲まれていても、自分の心情が周囲の人から理解されていないと感じているならば、それは孤独であります。そして、当人が周囲の人たちとは心が通じ合っていないということに気づいていれば、孤独であります。たとえ周囲の人々の側が、その人と交流があると勝手に思っている、その当人が実際には自分が全然理解されていないと気づいていれば、孤独であると、そのように言えます。これが孤独です。また、孤立とは、居場所がない、1人で問題を抱えているなど、置かれている状況や環境などであり、他者と何らかの群を形成せずに単独の状態にあって、他者とのつながりや助けのない状態にあることとなります。社会から孤立した生活を送っている者が、ニート、ひきこもり、ホームレスと言えます。これが孤立ということになります。

国も、この孤立問題に対して対策に乗り出しております。内閣官房の孤独・孤立対策担当室というのが設置されました。何で設置されたかということ、社会全体のつながりが希薄している。さらに、新型コロナの長期化によって、孤独・孤立の問題がより一層顕在化しております。これはまさに現在の社会問題として真正面から向き合うことが必要であるという考えの下に孤独・孤立問題に取り組む。イギリスに次いで2番目となるのでしょうか。閣僚ポストも設置されました。孤立問題の担当大臣は、野田聖子大臣であります。野田聖子大臣は、このように言っておられます。新型コロナウイルスの影響が長引いている中で、心の不調を

感じている方が多くおられると思います。また、悩みを抱えている方も多くおられると思いますが、支援制度や相談先があるのに、それを知らずに1人で悩みを抱え込んでいる方がおられると。その悩み事を誰かに打ち明けたり、相談したりしてますかと。そういう、孤独・孤立対策に関連する相談窓口を、国も今、設置を行っていて、悩みを聞かせてほしいと、そのように野田聖子大臣は言われております。

今現在、日本の孤立問題ですが、まず、高齢者の孤立というのがあります。高齢者のひとり暮らしというのが、今、年々増加しております。高齢者のひとり暮らしをされてる人数の推移というのは、65歳以上のひとり暮らしの高齢者は、男女ともに増加傾向にあります。先日のヤフーニュースでは、日本の中高年の、特に男性は孤立状態に落ちやすいと、そのような報道がありました。内閣府の平成28年、高齢者の経済・生活環境に関する調査結果によると、1980年には男性が約19万人、女性が約69万人、高齢者人口に占める割合は、男性4.3%、女性11.2%でしたが、2010年には男性が139万人、女性が341万人、高齢者人口に占める割合が、男性が11.1%、女性が20.3%という結果になってます。中でも比率が大きいの、配偶者と死別してひとり暮らしになるという確率が高いと。よく言われますが、高齢のご夫婦で、ご主人の方が先にお亡くなりになったら、奥さんの方は、悲しいけれども、自分で老後を一生懸命生きていける、趣味にも走ったり。ただ、奥さんの方が先に亡くなってしまうと、残されたご主人はすごくショックを受けやすいと。そういうふうなデータもあるので、男性は、特に中高年はすごくデリケートであるというふうに考えております。

それで、高齢者の孤独についてでございますが、ひとり暮らしでいるから孤独とは限らず、1人だから自由で気ままだと、気楽だと感じる人もおられます。配偶者と2人でおる方がよっぽど孤独感は減少するんですけども、でも、仕方なく、死別、離婚、未婚で、1人で住んでおられる市民も多いと思います。そこで、葛城市に質問ですけれども、葛城市の高齢者で、自宅でひとり暮らしをしておられる方の人数は、何人ぐらいおられますか。また、その人たちの行政のフォローはどのようにされてますか。お願いします。

**吉村副議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 保健福祉部の森井でございます。よろしく願いいたします。

ただいまの坂本議員からご質問いただきました、葛城市の高齢者で、自宅でひとり暮らしをしておられる方の人数、そして、行政のフォローということでございます。葛城市高齢者見守り活動支援事業としまして、市内の高齢者世帯の状況を、民生委員による活動を通じて把握し、市と民生委員がその情報を共有することにより、民生委員による地域の見守り活動を促進し、高齢者が安心して暮らすことができる地域づくりの推進に寄与することを目的とした事業を行っております。内容につきましては、70歳以上のひとり暮らしの方を対象に、民生委員が1年に1回自宅を訪問して、生活実態、緊急連絡先、お困り事などを聞き取っていただき、ひとり暮らし高齢者台帳を作成し、市と情報を共有しているものです。令和2年度調査時時点におきまして、住民基本台帳上の独居世帯は1,923人ございました。訪問調査の結果、実質的な70歳以上のひとり暮らしは1,026人となっております。ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯を対象とした事業としましては、葛城市緊急通報システム事業、

葛城市在宅高齢者食の栄養改善・自立支援事業、葛城市ひとり暮らし老人福祉電話回線貸与実施事業、葛城市軽度生活援助事業、ひとり暮らし高齢者配食サービス事業、生活応援サポーター事業などがございます。

以上です。

**吉村副議長** 坂本議員。

**坂本議員** 緊急通報システム事業、とてもいいと思うんですけど、民間も警備会社とか、郵便局も見守り隊なんていうサービスもやっておりますけども、緊急通報システムという事業は、これからもたくさんの高齢者の市民には利用してもらいたいと思ってるところです。こういう葛城市のサービスをよく熟知されてない高齢者の方もおられるので、このインターネット配信を見ておられたら、市の担当部署に相談してもらえたらと思うところでありまして。高齢者のひとり暮らしの心配するところは、今や、高齢者では、交通事故でお亡くなりになる人よりも自宅の風呂で亡くなる人の方が多いと言われてます。これは放っておいてはいけないと思うんです。それで、この見守り隊、民生委員が年に1回というお話ですけど、それでいいのかどうかというのは意見の分かれるところですけども、ひとり暮らしの人が、最悪の孤独死にならないような状態に持っていきたいと、行政と相談しながらやっていければと思います。

その次に、老老介護という言葉があります。老老介護というのは2通りあります。1つは、自宅で高齢者が高齢者の介護をしているパターン、子どもが親の高齢者の面倒を見てると。その子どもも高齢者であるというパターンと、介護施設で、高齢者の介護士が入居者の高齢者の介護をするパターンとなります。今ここで問題としてるのは、自宅での老老介護、多分親子ということになるんでしょうけれども、葛城市で自宅で老老介護をしてと思われる世帯の比率はどれだけありますか。また、それを行政はどのようにフォローしてるのでしょうか。

**吉村副議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** ただいまご質問いただきました老老介護とは、高齢者の介護を65歳以上の配偶者、兄弟、親子等が介護することでございまして、市内で老老介護をされている世帯の比率につきましては、令和2年度に第8期介護保険事業計画策定のための在宅介護実態調査における要支援と要介護認定を受けている方への調査を行ったときの数値を参考にお示しさせていただきます。主な介護者についての質問では、配偶者が29.8%、子と子の配偶者の合計が65%となっています。主な介護者の年齢でございまして、60代が34%と最も高くなっており、前回の介護保険事業計画策定時の調査と比べて、ピークが高齢に移ってきております。また、60代以上が65.1%、70代以上が31.1%となっており、将来的に老老介護の増加が懸念されているところでございます。また、在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについての質問では、必要と感じる支援・サービスは、単身世帯では、配食、調理、清掃、洗濯、ごみ出し、外出同行で、夫婦のみの世帯では、外出同行、移送サービスといった日常的な支援のニーズが高くなっております。さらに、見守り、声かけについては、単身世帯の約3割が必要を感じておられます。このことから、調査結果を基に第8期介護保険事業計画を策定し、

実行しているところでございます。

以上です。

**吉村副議長** 坂本議員。

**坂本議員** 老老介護で一番危惧されるのは、介護される方ではなくて、介護するお子さんの方です。

お子さんの方が何らかの孤立問題、孤独を抱えられてひきこもりとかになった場合、最悪の場合、よく聞くのが、介護をしているお子さんの方が最悪餓死をして、介護している方が先に餓死をしてしまったら、介護されてる方は当然お亡くなりになってしまうと。ニュースでは時々報道される内容であります。そういう最悪の状態にならないように行政のサービスは充実していってほしいと、そのように考えております。老老介護で子どもが先に死ぬと、親も後で死んでしまうということです。また、高齢夫婦で片方が認知症になってしまった。親が認知症になってしまった。それで自宅で親を介護してるというケースもあります。親が認知症になったら、介護するお子さんは大変だと思われれます。右往左往して、救急車を呼んだり、どこかへ行かれたら、また探しに行ったりとか、大変だと思います。葛城市の認知症の方の比率はどれぐらいおられて、行政のフォローはどうなっているのでしょうか。

**吉村副議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 葛城市の認知症の方の比率、そして行政のフォローということでございます。昨年4月から9月に実施した要介護認定調査の分析では、1,903人中48%の方が認知症や認知症の疑いのある方となっております。介護認定を受けている方の半数近い方に何らかの認知症状が現れている状況でございます。民生委員をはじめ、近隣の方から、高齢者独居や高齢者世帯についての気になる事象があるなどご連絡をいただく場合などは、地域包括支援センターで対応しております。訪問して様子をお伺いしたり、ひとり暮らし高齢者台帳の情報を基に、ご家族様や知人の方と情報共有をしております。その中で、必要があれば医療へ引き継ぐことも行っております。

以上です。

**吉村副議長** 坂本議員。

**坂本議員** 分かりました。孤独問題の最悪の状態は孤独死ではありますが、孤独死とは、1人で単に息が絶えることではなくて、息が絶えた後に何日間か放置状態にあることにあります。放置状態になって、最近顔見いひんな、連絡しても連絡取れへんな、どうしたはるんやろうなど、見に行ったらお亡くなりになってたというのが孤独死ですけども、葛城市での孤独死の状況はどうなってますか。その対策は何かありますか。

**吉村副議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 孤独死の状況でございます。孤独死につきましては、全数把握できておりませんが、高齢者独居や高齢者世帯の方で、令和元年度以降、議員ご指摘の、息が絶えた後、放置状態となった事案は1件ございました。このことを踏まえまして、その後、その地域では、地域の方々で見守り活動が行われるようになっております。

以上です。

**吉村副議長** 坂本議員。

**坂本議員** まず、ご近所の方が、最近誰々さん、顔見いひんねとか、心配をされるのが一番早いんだと思いますけれども、新聞がたまったりとかあったら分かりますけれども、顔を見ないだけだったらなかなか分かりにくいところがあります。でも、ご近所のそういう見守り活動が孤独死を防ぐ大事な点であろうかと、そのように考えております。

次に、8050問題というのがあります。8050問題というのは、80代の親が50代のお子さんの面倒を見ているという、そういう問題が8050という問題であります。面倒を見られてる50代のお子さんは、孤立状態のひきこもりであった場合が想定されます。孤立しておられる状況にあります。外に出ない、親が仕方なく年金で面倒を見てると、そういう状態が8050という問題です。葛城市における8050問題の現状と、市の対応はどうなってますか。

**吉村副議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 8050問題は、若い頃からひきこもりであった子どもとその親が高齢化し、こうした親子が社会的に孤立することで生活が立ち行かなくなるなど、深刻なケースに発展する場合がございます。葛城市における現状でございますが、80代の親が認知症などにより8050問題が表面化したケースなどが存在しております。これらの問題の背景には、精神疾患や障がい、介護などの複合的な課題が潜んでいる場合が多く、多様な支援を行っていく必要がございますので、既存の福祉制度では対応が困難な場合もございます。このことを踏まえまして、葛城市としては、8050問題だけではなく、制度のはざまに陥ったケースを、包括的な相談支援を行う体制を整え、関係機関が連携することで切れ目のない支援を実践しております。その例としまして、地域包括支援センターが実施している地域ケア会議や、社会福祉課の生活困窮係で実施している支援調整会議などがございます。また、同時に地域においても支え合う仕組みを構築することが重要であり、そのために、令和3年度から、葛城市地域福祉計画を策定したところでございます。

以上です。

**吉村副議長** 坂本議員。

**坂本議員** 8050問題は、50代のお子さんがひとり立ちできれば解消できるんですけども、行政としては、そういう50代の、今は7040というような状態にもなってるらしいですけども、ひきこもり状態になっている人たちを何とかひとり立ちできるような施策を打ってほしいと、そのように考えてるところであります。

次に、昨年1年間の自殺者数の増加についてでありますけれども、コロナによる困窮、あるいは孤独、孤立を感じて、国内で自殺者数は、昨年は2万1,081人。リーマンショック直後の2009年以来11年ぶりに増加に転じたということは、コロナが影響してるということが言えます。とりわけ深刻なのは女性や子どもで、前年に比べると女性は15%、小・中・高生は25%も増加しております。去年の女性の自殺者数は前年より15%、数にして935人増加し、7,026人。コロナ禍で特に女性が追い詰められてるという状況が出ております。未成年者の自殺者は、25%増加の777人。これもコロナによる経済的な困窮によるものと考えられており、これらも孤独と関連づけられます。そこで葛城市で実施している生活困窮者、特に働く女性について、それと未成年者、子どもの自殺を未然に防ぐ施策は、特に小・中学生に対す

る対応、巡回相談とかはどうなっていますか。

**吉村副議長** 森井保健福祉部長。

**森井保健福祉部長** 保健福祉部の森井でございます。

私の方からは、葛城市で実施している生活困窮者対策の状況、特に働く女性についてのごとでございます。生活困窮者対策としまして、平成27年度から創設されました生活困窮者自立支援制度に基づきまして、葛城市では、専門の支援員を3名配置し、生活や仕事で困っている方たちの相談を受け、本人の状況に合った支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を実施しております。

なお、令和3年度の葛城市における相談件数は、12月1日現在で72件、うち女性の相談件数につきましては26件ございました。特に女性の対応につきましては、女性の支援員が担当するなどの配慮を行い、きめ細かな支援を心がけております。さらに、本市では、人とのつながりが希薄でどこに相談に行けばよいのか分からない方々、すなわち孤立されている方々がいかに相談に結びつくかを重要な課題と捉え、その取組としまして、支援員と地域の民生児童委員がミーティングを行うことで、顔の見える関係づくりの構築を図っております。

**吉村副議長** 井上こども未来創造部長。

**井上こども未来創造部長** こども未来創造部の井上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

子どもの自殺を未然に防ぐための施策、特に小・中学生に対する対応についてのお問いでございます。こども・若者サポートセンターでは、心の傷が生涯にわたって影響する青少年期における社会的孤立や孤独からの自殺リスクを抑制するため、重点的な取組といたしまして、子どもたちの心を育てる支援に取り組んでおります。具体的な取組といたしまして、臨床心理士などが小・中学校へ定期的に出向き、学校と連携しながら実施している巡回相談事業や療育キャンプ、親子教室、ふたかみ教室などの事業を通じて、児童や生徒、保護者の心のケアや、子どもの心を育てる支援を行っております。また、自殺の危険性の高い児童・生徒などに気づいたときの具体的な対応方法につきましても、教育現場の教職員に対してコンサルテーションを行っております。このような継続した取組もございまして、コロナ禍で自殺者が増加している中、学齢期の葛城市における自殺者数は、令和3年1月から現在まで0人で推移してございます。また、今年度に構築いたします、端末を利用して気軽に相談できるシステム、AI相談システムにつきましても、学校の1人1台端末を利用し、来年度からの活用に向け、現在準備を進めているところでございます。更なる支援の充実により、小・中学生の悩みの早期の気づきと対応と心のケア、心を育てる支援に引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

**吉村副議長** 坂本議員。

**坂本議員** 子どもは宝ですから、自殺に追い込んで絶対いけないと考えております。それを未然に防ぐ方法を行政が打ってくれてるので、小・中学生も、1人で考え込まずに、誰かに心を打ち明けることができる、そういう環境をつくってほしいと、そのように思います。女性の自殺に関しましても、増えております。先日も、大和高田市の浮孔駅で若い女性が近鉄

特急に飛び込んだというような報道もありました。女性のコロナによる困窮者、そういうのも増えておるといふ報道でございます。何とか自殺者は、行政の力も借りながら防いでいきたいと、そのように思います。

次に、また別の話なんですけども、働き盛りで結婚を二の次にしている30代、40代、50代の独身男女、皆さんの周りにもたくさんおられると思います。この人たちは孤独予備軍と言っていいと思います。今は親と暮らして、独身で自由気ままで、やりたいことをやって、やりたいだけお金使って人生を謳歌されておりますが、今後、先に死ぬのは高齢のご両親。自分も高齢化していくと。病気になったり、仕事を休職しなければいけなかったり、離職しなければいけなかったり、リストラに遭うかもしれない。そうすると孤独、孤立に陥る。今は自由気ままに過ごしてる独身男女も、孤独、孤立に陥る危険があります。その解決策の方法として、1人であるよりかは結婚をして子どもができて、それを行政が支援することによって、そばに家族がいれば少子化対策にもなり、これまで質問してきた孤独化も救済できるのではないかと考えております。

周りを見ると、ほんまにたくさんおられるんです。その人たちは、皆収入もあり、普通の元気な皆さんです。それで何で結婚されないのかなと思うような方がおられて、そんなん放っておいてくれと言われるかもわからないですけど、余計なことかもわかりませんが、年を取ると親は先に死んでしまって、1人になって孤独になる可能性が絶対あると思うんです。それらの市内の独身男女を行政の力でマッチングさせてあげて、そういう施策を検討することはできないでしょうか。

阿古市長が1期目当選されたときに、私は覚えてるんですが、阿古市長はもう忘れたかもわかりませんが、葛城市で生まれ、葛城市で教育を受け、葛城市で仕事を持って、葛城市で結婚して子育てをし、葛城市で死んでいく、そういう葛城市にしたいというようなことを言われたというふうに記憶しております。なので、これは、私が覚えているのは、面白いことを言われるなと思ってたんですけども、葛城市に高校もないし、大学もないし、会社も限られた会社しかないし、と思ってたんですけども、結局はずっと葛城市においてよということを言いたいんだと、私は勝手に思っております。

葛城市の独身男女で、葛城市でマッチングしてもらって、引き続き葛城市にお住まいをいただくというのが理想です。今現在の18歳から34歳の男女で、異性の友達がない人の割合は、男性で7割、女性で6割と言われてます。皆さん草食なんです。これまで市長は5万人チャレンジを目指すとされてますけれども、子育てだけではなくて、医療費の助成、小・中学校のクーラーの設置や耐震化、学童保育の料金を安く抑えるなどのことを推進してこられました。子育てに力を入れるというのは、結婚をされたご夫婦が、1人目より2人目、2人目より3人目、子育てしやすいように、2人目や3人目を子育てしてもらおうという、そういう意図だと私は思いますけれども、私の提案としまして、市内の独身男女を行政の力でマッチングさせてあげて、葛城市の人口が、社会増もあるでしょうけれども、マッチングさせることによって自然増を増やす。それが5万人チャレンジの実現に近づくと。このことは、マッチングして結ばれたお二人は、その当人もうれしい、親御さんもうれしい、葛城市もう

れしいということになると思うんです。5万人チャレンジを達成するために、孤独・孤立問題とそれに付随する少子化対策というのは、そういうことです。それに対して市長のお考えをお聞きしたいと思います。

**吉村副議長** 阿古市長。

**阿古市長** 非常に高齢の方から、今おっしゃっていただいている独身の方まで、幅広いご意見といただきますか、ご質問を受けてる中で、特に今のは、独身の方のマッチング、人口の自然増を目指すべきではないかというご意見やと思っております。5万人チャレンジの人口の増加には、当然のことながら、出生数による自然増と、それと、人口の流入による社会増、両方を兼ね備えないと達成は無理なのかなという認識を持っております。その中で、非常に5万人チャレンジという言葉だけが象徴的に伝わっておりますので、キャッチコピーとしては非常に分かりやすいコピーなんですけど、それを実現化するためにはということで、7つの政策を主に挙げております。それが市民第一のまちづくりという1つのくりにされてる部分でございます。教育・子育て、高齢医療、産業の活性化、財政、安全・災害対策、利権政治からの脱却、環境に優しい葛城市と。ですので、総合的な施策をもって5万人チャレンジはなし得るものだという認識を持っております。ですので、自然増だけでは達成できませんけども、必ずしもそれに対して行政は全く何もしていないのかということにはならない。実際には、不妊治療の方の助成であったり、そういうようなものもやっておりますし、当然、マッチングしていただいても、葛城市を選んでいただかないといけませんので、ですので、選んでいただくための環境整備、自然が非常にいいですとか、その人たちが望まれるような整備を含めていってるところでございます。

市内独身の方のマッチングをということでございますけども、行政の中では、今、マッチング作業というのは、葛城市独自ではやっておりますけども、県でやられてる事業がございますし、また、民間企業等でやられてる事業もございますので、行政が主体でやるべき事業かというのは、これから精査して考えていきたいと考えております。

以上でございます。

**吉村副議長** 坂本議員。

**坂本議員** 民間でマッチングというのをやっておられますけれども、よく聞くのが、SNSで知り合いましたというようなことを聞きますけれども、あまりいい話は聞かれませんので、これは、このまま放っておくと、今の葛城市の独身男女、このまま年を取っていく可能性があります。何とか本人もマッチングできてうれしい。親もうれしい。早く孫をつくってほしい、うれしい。葛城市もうれしい。奈良県もうれしい。そうなるのではないかと私は勝手に思ってるわけですけども、引き続き、こういう要望があると考えてもらって、何かの機会にマッチングというようなプロジェクトチームでもつくって、今の未婚の男女のマッチングをすることができないか、考えていただければと思います。

そういうふうにお話しして、次はごみの問題に行きたいと思っております。次は、ごみの無料化継続についてでございますが、今、葛城市では、燃えるごみ、大型ごみ5点までが無料となっております。私の地元は大和高田市と接しております、自宅の裏がすぐ大和高田市の住

宅であるというようなおうちもあります。そして、燃えるごみの日に大和高田市からごみの収集場にゴミを持ってこられると。そういうことがあると聞いております。それと、私の地元は高田川が流れておりまして、その高田川の土手にゴミを燃やしてる人がおると。警察が来て注意をしたら、大和高田市の人だったと。大和高田市の人が葛城市まで来て、燃えるゴミを燃やしてたということです。昔の大和高田市のオークタウンとか行ったら、今は見てないから分かりませんが、オークタウンとか行きましたら、オークタウンのゴミ箱に家庭ゴミを持ち込まないでくださいと書いてあるのに、いっぱいゴミが入ってます。何でかといったら、大和高田市はゴミが有料だからです。葛城市がゴミが無料というのは、他市から移ってこられた人はすごく喜ばれます。たかがゴミ袋、300円とか400円のことですけれども、新しく入ってきた人は、2,000万円とか3,000万円の住宅ローンは30年で払うねんみたいな感じで、余計なお金を使いたくないというのがその人たちの本音なんです。おとしだったらいいですけども、市長が大字懇談会というのを行われました。私の地元にも来られて、大字懇談会をされました。そのときに、何でも聞いてくださいということだったので、私は、ゴミの無料化を継続してください、できますかということをお聞きしました。そのとき阿古市長は、ゴミの有料化はしませんと、はっきり、そのときは言われました。そのことを、この議会の場で市長にもう一度確認したいと思います。どうでしょうか。

**吉村副議長** 阿古市長。

**阿古市長** 覚えております。2年前やったと思います。ご質問いただいて、考え方は全く変わっておりません。ゴミの有料化というのは考えておりません。

以上です。

**吉村副議長** 坂本議員。

**坂本議員** 安心しました。これは市民にも私が約束したことでございますので、その声を聞いて安心いたしました。

次に、プラゴミの問題なんですけれども、プラゴミはとても軽いです。春、夏、秋の穏やかな天気的时候はいいんです。冬の、特に風のきつい日は必ずあるんです。そのときにプラゴミは、カラス防止ネットにくるんでありますけれども、風に飛ばされて、必ず飛びます。飛んで、田んぼや道や、私の地元では高田川が流れてるので、高田川に落ちます。それは、プラゴミは午後から収集に来るからです。来るからですというか、もっと早く来てもらったら、飛ぶのは少しでも防ぐことができると考えております。特にプラゴミは土に戻りませんので、厄介なプラゴミです。高田川に落ちたプラゴミは、私が拾えるものは、高田川に入って何回も拾って、ゴミ収集場に上げました。でも、それが、高田川から大和川へ、大和川から大阪湾へ流れているプラゴミも必ずあると思うんです。飛ばされてますから。それを、ゴミ収集をされてる方は、ゴミをパッカー車に入れるのが精いっぱい、飛んでるプラゴミを拾いに行くなんていうことは、まずないです。言いたいのは、午後1時半とか午後2時にプラゴミを収集に行くより、朝一に行った方が飛ぶ確率が低いのではないかと。だから、午後から午前に変更するべきだと、収集時刻を変更するべきだと私は思うのですけれども、どうでしょうか。

吉村副議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。よろしく願いいたします。

お尋ねの件、まず、市民皆様が、自らのまちをきれいにという気持ちでご協力いただいておりますことに対し、お礼と感謝を申し上げます。誠にありがとうございます。その上で、ご質問ですけれども、午前に燃えるごみの収集をさせていただいておりますのは、燃えるごみから発生するにおいや液体などが道路上に染みついて不快である。また、カラスやイタチなどがごみにたかり、あさりに来て、ごみが散乱して困るなどのお声を、年間を通して多くの皆様からいただくことから、これらの問題解決のために、少しでも早く回収させていただいております。収集人員や収集車両、処理施設のスペースなどの問題で、申し訳ございませんが、容リプラを同時に回収することはできません。当面は容リプラにつきましても、お世話をおかけいたしますが、各大字にお配りさせていただいております、まちづくり一括交付金、地域振興事業補助金環境保全促進事業分などをご活用いただき、ネットや、今申し上げていただきました、さらに、ネットにプラスして土のう袋等を購入していただいて、飛散防止対策を講じていただけますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、市でも、どうしたら容リプラが飛ばないようにできるのか、よりよい策を研究してまいりたいと考えます。

吉村副議長 坂本議員。

坂本議員 これは世界的な環境の問題になってきてることです。プラごみといいますのは、CO<sub>2</sub>の削減の問題と、プラごみが散乱してると。地球上のあちこちでも散乱してるとというのが環境問題として出ております。葛城市がプラごみを出さないようにしないと、本当に大阪湾の漁師、困ります。地球も泣きます。これはどうしても、プラごみが飛ばないように研究をしていくということですが、またその質問をしたいと思っておりますけれども、それまでに何とか、プラごみが飛散しない。部長が言われたように、ネットとか土のう袋とかで対策を講じて、冬の強い風だったら必ず飛ぶんです。飛びます。高田川に落ちたら、また取りに行かなきゃあないです。放っておけという人もいますけれども、放っておいたら、必ず大雨で大和川へ行って、大阪湾へ行くのは分かっているんですけど、誰も取らないわけですから。これは、研究するという答えですが、前向きに研究して、プラごみが飛散しないように考えていただきたいと思っております。

それと、葛城市は環境に優しい自治体であるというように、将来、全国に訴えようとされてます。環境に優しいのは、CO<sub>2</sub>の件で環境に優しい自治体であるというふうに宣言しようとしてされてます。その一方で、プラごみは流れていくということになると、これはおかしいのではないかと、いうふうに私は考えて、プラごみもCO<sub>2</sub>と削減と含めた考えで、防止対策を打ってもらいたいという気持ちを伝えまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

吉村副議長 坂本剛司議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、午後2時5分から会議を再開いたします。

休 憩 午後1時55分

再 開 午後2時05分

**吉村副議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番、柴田三乃議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

3番、柴田三乃議員。

**柴田議員** 皆様、よろしくお願いいたします。議長のお許しをいただき、一般質問をさせていただきます。一般質問に先立ちまして、一言申し上げたいことがございます。今回の葛城市議会選挙におきまして、私は無投票で当選させていただきました。市民の方々から選ばれず、ここに立たせていただいているということを深く心に刻み、切磋琢磨し、市民の皆様のお声を最大限に市政に届けていけるよう努力していきたいと思っております。

では、初めての私の一般質問は3点ございます。まず1点目は、国際交流について。2点目は、小学校における英語教育について。3点目は、観光の観点からの葛城市におけるブランディングについて。この3点について質問させていただきます。

では、これよりは質問席で質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**吉村副議長** 柴田議員。

**柴田議員** まず、国際交流についてお聞きしたいと思います。今回、私の議員としての最初の質問に国際交流を選んだのには理由があります。私自身、オーストラリアに23年在住し、自分が生まれ育った環境ではないところに身を置くことで学んだことがたくさんあります。例えば、文化や生活習慣の違い、考え方の違い、そして何より日本人としてのアイデンティティーが浮き彫りになったことです。そこから得られたのは、多様性を受け入れ、自分を深く知り、そして日本語以外の言語、つまり英語で国を越えてコミュニケーションを取ることができるようになったということです。その体験から、私は、葛城市の市民の方々、特に子どもたちに早いうちから少しでも異文化に触れ、英語に触れる機会を提供できたらと考えております。そのためにも、葛城市が国際交流に向けて本気で取り組んでいただきたいと思います。今回質問させていただくことにしました。

まず初めに、この7月31日付で退職された国際交流員の方の在籍中の仕事内容と実績について説明をお願いいたします。

**吉村副議長** 吉川企画部長。

**吉川企画部長** 企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ただいまの柴田議員のご質問にお答えさせていただきます。

国際交流員につきましては、令和元年7月から令和3年7月までの2年間、本市に在籍し、様々な面から本市の国際交流に関する業務について手助けをいただいております。この国際交流員が行ってございました主な職務内容は、まず、毎月発行しております市の広報誌である広報かつらぎに特設コーナーを設け、国際交流員の目線で市内各所の紹介やイベントの紹介、また、オーストラリア文化の紹介を行っていただきました。

次に、子どもの国際交流の支援を行う業務として、市内の学校と外国との交流を模索してはりましたが、今回のコロナ禍もあり、なかなか進捗を見ませんでした。そんな中でもできることとして、国際交流員自らが市内の学童保育所へ出向き、子どもたちと一緒にゲーム

をするなどして交流を行いました。

次に、中国との交流についての業務をお願いしておりましたが、これにつきましても、コロナ禍により十分な活動ができませんでしたが、奈良県で行われた東アジア地方政府会合で来日されました中国の臨沂市の方が本市を訪問された際には、連絡調整の窓口となり、ゲスト対応を行っていただきました。

次に、市役所の窓口で活用できる外国人対応マニュアルや庁舎内の英語表記看板、それからクリーンセンターのごみカレンダーの英語表記の支援などを行っていただきました。

次に、英語でのSNSの発信として、フェイスブックやインスタグラムで市内の観光名所などを英語で紹介することにより、国内外の方々に葛城市の魅力を発信していただきました。そのほかには、職員や市民向けに英会話教室を行っていただいたところでございます。

最後に、国際交流ボランティアについてですが、市の行事などで外国語の通訳や翻訳をしていただくボランティアの方を募集したところ、12名の方々に登録いただきました。最初の会合を令和2年10月に開催し、国際交流員が中心となって国際交流に関して様々な意見交換を行い、活動の方向性などを検討いただいたところでございますが、これにつきましても、コロナ禍の影響により、実際の活動まで至っていない状況でございます。せっかく登録いただいた方々でございますので、今後しっかりと活躍していただけるよう、ボランティアの方々のご意見を聞きながら、引き続き、企画政策課で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**吉村副議長** 柴田議員。

**柴田議員** ご答弁ありがとうございます。確かに、コロナ禍にあり、活動しにくい面はあったかと思われれます。イベントや市民の方々の直接的な交流は、なかなか難しかったのではないかと思います。もう少し、その方を生かせる方法がなかったのかと、私個人としては、少し歯がゆい気持ちであります。しかし、もう既に退職されたので申し上げても仕方のないことだとは思いますが、私もフォローしていたVisit Katsuragiというフェイスブックとインスタグラムに限って言えば、誰かが引き継げるのではないかというふうに考えております。今、部長がおっしゃった、国際交流ボランティアをせっかく募られたわけですから、多分語学が堪能な方が手を挙げられたと思いますので、そのSNS発信を引き継いでいただけたらどうかというふうに提案させていただきたいと思っております。後に質問3です、観光に関して、英語で発信できるということは、世界に対して、葛城市がここにあるよということをちゃんと訴えていけるツールではないかと思っております。せっかく手を挙げられたわけですから、本当に生かせる場をぜひつくってあげていただきたいと思います。

では次に、現在の葛城市における国際交流の取組についてお聞きしたいと思います。

**吉村副議長** 吉川企画部長。

**吉川企画部長** 国際交流の取組についてでございます。本市のこれまでの国際交流の取組についてでございますが、1つは、英語圏で時差の少ないオーストラリアの都市ということで、一般財団法人自治体国際化協会CLAIRの紹介によりまして、オーストラリアのシドニー市近郊

にあるストラスフィールド市にアプローチいたしまして、先方からも前向きに協力していきたいという市長の親書をいただき、こちらからも阿古市長の親書を届け、まずは子どもたちの交流から始めていきたいと思いますということで、現地のCLAIRの事務所の方々の力を借りながら、少しずつ進めていたところですが、現地の状況がなかなかつかみづらく、一度現地を訪問し、意見交換をしながら、その状況を確認したいと考えておりましたが、これもコロナ禍によりまして実現せず、現在この件は中断しているところでございます。また、これと並行して、国際交流員がオーストラリア出身ということで、オーストラリアの他の都市にもメールにてアプローチをかけていただきましたが、交流を希望する都市がなかった状況でございます。

2つ目は、これまでから主に奈良県において開催されてきております、先ほど申し上げました、東アジア地方政府会合に本市も平成30年から参加しておりますが、その際に中国山東省の臨沂市と交流ができて、本市にも過去2回来訪されております。そのつながりから、お互いに今後どのような交流ができるのか考えていきたいと思いますということで、こちらからも訪問する計画をしておりましたが、これにつきましても、コロナ禍の影響によりまして実現せず、現在中断している状況でございます。

**吉村副議長** 柴田議員。

**柴田議員** ご答弁ありがとうございます。私もオーストラリアに長く在住しておりましたので、よく分かるんですけども、季節は真逆なんですけど、時差も少なく、自然が豊かで、親日家がとても多いオーストラリアというのは、姉妹都市提携を結ぶという点において大変人気があって、もう既に日本の県、市町村と姉妹都市を結んでいる都市がかなり多くあり、候補を探すのはなかなか難しいというふうに思います。また、コロナという状況もあり、中断せざるを得ない状況も納得できるんですけども、その中であって、中国の臨沂市と交流ができたことは、葛城市にとってはとても喜ばしいことだとは思っております。

では、国際交流について市長はどういう展望を持っていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

**吉村副議長** 阿古市長。

**阿古市長** 国際交流につきましては、いろんな取組をしたんですけど、残念なことに、ちょうど新型コロナウイルス感染症の拡大がございまして、実際アポイントを取って行く段取りもしてんですけど、その辺がかなわなかったというのは非常に残念ですけども、新型コロナウイルス感染症の問題が落ち着きましたら、また再開したいと思っておりますし、また、今のこのコロナの状況の中でどんなつながりが持てるのかということを探求していきたいと思っております。

国際交流の考え方についてなんですけども、やはり私が考えていたのは、子どもたちを主体に考えた考え方を持っておりました。ですので、子どもたちが幼い頃から、言語ですとか、価値観も若干国によって違いますので、いろんな多様化した体験をすることが、子どもたちの将来にとって大切だという思いの中での国際交流をということで進めてまいっております。先ほども申し上げましたように、コロナの終息という状況になりましたら、再度チャレンジをしていきたいと思っております。

以上でございます。

**吉村副議長** 柴田議員。

**柴田議員** 市長、どうもありがとうございました。国際交流というのは、やはり相手があることですので、早急に形にするということはなかなか難しいことだと思います。そして、私としては、姉妹都市を結ぶプロセスというのもすごく大事だと思っております。市長がおっしゃったように、まず何かきっかけがあって、そこから進んでいくのが一番自然な形ではないかと思っております。公の機関に提案してもらいたいと思いますが、接点をつくり、ストーリーをつかって、そのプロセスがあって、その延長線上に姉妹都市提携があるというのが望ましいというふうに考えております。隣の大和高田市や桜井市のお話も聞かせてもらったんですけど、まずは個人的な接点があり、そこから始まったと聞いておりますので、葛城市もできたらそういう自然な形で姉妹都市提携ができればというふうに考えております。ぜひ葛城市の子どもたちのためにも、実現に向けて地道に取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

では、次に、2点目の質問に移りたいと思います。2点目は、小学校における英語教育です。国際交流の質問時にも伝えましたが、英語は基本、コミュニケーションツールだと考えております。英語を学ぶことによって、英語で海外の様々な人たちと会話ができるという喜びを子どもたちにも味わっていただきたいと思います。そのためにも小さいときから国際感覚を身につけるという意味でも、英語教育は大切だと考えております。まずは、小学校における英語教育は今どのように行われているか。アウトラインでいいので教えてくださいませんか。

**吉村副議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** 教育部長の吉井でございます。どうぞよろしく願いいたします。

小学校における外国語教育に関しましては、小学校低学年の時期からネイティブの英語の発音を聞いたり、表情豊かに発音したり、発声したりする機会をなるべく多く持つことが大切だと考えています。そのため、本市におきましては、教育課程で外国語活動が開始されるより前の小学1年生から、児童・生徒がネイティブの英語に触れる機会をつくるため、市内全ての小・中学校にALTを配置しています。議員お尋ねの、タブレットを用いました英語教育につきましては、例えば小学校では、教科書に記載されておりますQRコードをタブレットの端末で読み込み、英語の発音を聞いたり、児童と一緒に発音したりするなどの活動しております。

以上です。

**吉村副議長** 柴田議員。

**柴田議員** ありがとうございます。タブレットについても後ほど聞きたいと思っていたところなので、ちょうどよかったと思います。俗に言う英語耳がつけられるのは8歳までということで、1年生からネイティブの発音が聞ける環境にあるのは、とてもいいことだとは思っています。加えて、今おっしゃってくださったように、タブレット端末が全小学校、中学校、1年生から配られているということで、全生徒が平等にアクセスできる環境が整っているということもお聞きしました。特に小学校においてタブレット端末をどのように生かして授業が進められて

いるのか、少しお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

**吉村副議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** ただいまの質問にお答えさせていただきます。

小学校低学年の児童は、自分で撮った写真や動画を学習の中で交流したり、自分の手元で動画や音声を繰り返し確認しながら学習を進めるなどしてタブレット端末を活用しています。高学年の児童におきましては、自分の考えを記録し、グループ学習で意見交流をする際や、発表の場面においてもタブレット端末を活用しています。また、低学年、高学年ともに、ロイノートという授業支援ソフトを用い、意見集約を行ったり、個別のプレゼンテーションを作成したりするなどして活用しています。このことにより、授業準備の時間短縮や効率化が図られるなど、教員にとって業務負担の軽減にもつながっているところです。

以上です。

**吉村副議長** 柴田議員。

**柴田議員** ありがとうございます。聞いていて楽しそうな授業だなというふうにも思いましたが、何とんでも、新しい試みですので、先生たちには見えないご苦勞もあるのではないかというふうに推察いたします。英語に關しまして、私も英語講師であるということもあり、毎日の積み重ねが大事だと思っております。ある大学教授は、小学校において授業だけでは英語習得に必要な時間が確保できない。授業外で1,000時間は英語を使う必要があるとおっしゃっています。私も全く同感です。好きな時間に好きなだけ英語に触れるにはタブレットは最適なツールだと思いますが、今現在、タブレットは自宅に持ち帰ることはできるのでしょうか。

**吉村副議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** ただいまの質問にお答えさせていただきます。

市内の小・中学校におきましては、今年度の8月末の2学期開始から2週間程度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えるため、毎日タブレット端末を持ち帰らせていました。9月中旬以降、タブレット端末の持ち帰りについては、各学校において決定しています。例えば、児童が家庭でタブレット端末を用いて取り組む課題の内容について学年の教員が相談し、学年単位でタブレット端末を児童に持ち帰らせるなどの取組を行っています。このように家庭のタブレット端末の持ち帰りについての使用につきましては、必要に応じて、主に学年単位で行っています。したがって、英語教育に關しましても、家庭でできる課題を設定して、タブレットを持ち帰らせることについては可能だと考えています。

以上です。

**吉村副議長** 柴田議員。

**柴田議員** ありがとうございます。多分低学年は無理だと思うんですけども、高学年において、学年単位で持ち帰るかどうかの決定ができるというのは、かなり言語教育において希望が持てるんだなというふうに感じました。ぜひ、更に自由度の高い使い方ができるように考えていただきたいと思います。今は無料の小学生向けの英語学習アプリもたくさん出ているので、先生が厳選して、自宅でそれを使って学習するというのも、工夫次第ではできないのではないかとこのように思います。

では最後に、英語学習の延長線上にコミュニケーションというのが、それが最終目標だとは思いますが、あると思います。海外の小学校、先ほど市長にもご答弁いただいたときにもおっしゃったように、子どもから始めたいというのも私もありまして、海外の小学校と交流し、言語交換をするということが実現できればというふうに考えておりますが、教育委員会としては、これについてのお考えと、もし、賛同していただけるなら、こういった支援をしていただけるのでしょうか。お願いします。

**吉村副議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず1点目につきまして、外国語教育の目標の1つに、言語や背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながら、外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養うとあります。海外に暮らす同年代の子どもたちとコミュニケーションを取る機会をつくることは、まさにこの目標を達成することにつながるものと考えています。また、このような体験をすることで、外国の言語や文化についても、もっと広く知りたいという思いにつながるという点からも、意味のある取組だと捉えています。また、次の質問になりますが、どのような支援ができるかということにおきましては、実際に海外の学校と連携することについては、県内で同様の取組が行われているところを参考にしたり、県教育委員会に情報提供を求めたりすることを考えています。その上で、市内の各小学校の要望を聞き取りながら前向きに調整するなど支援することを考えております。

以上です。

**吉村副議長** 柴田議員。

**柴田議員** ありがとうございます。ぜひ実現を目指して早急に動いていただきたいとは思いますが、もし、オーストラリアということを考えていらっしゃるのであれば、オーストラリアは小学校でも第二外国語がかなり、以前は日本語がとても人気があったんですけど、今は中国語とか、違う言語が入ってきてまして、かなり少なくなっているとはいえ、日本語を第二外国語として教えている小学校がたくさんありますので、必ず1校は見つかると思います。多分ハードルはいろいろ高いと思うんですが、それを1つずつ潰していきながら、実現に向けてぜひ進んでいってほしいと思います。どうもありがとうございました。

では、最後の質問に移りたいと思います。観光の観点からの葛城市におけるブランディングについてです。ブランディングという言葉は、人によって捉え方が随分違ってくると思います。企業とか、いろんな個人とかでブランディングの意味が変わってくると思うんですが、地域におけるブランディングというのは、やはりその町の名前を聞いてぱっと思い浮かぶイメージをつくり出すということではないでしょうか。突き詰めていくと、この町はどういうビジョンを持ってまちづくりをしているのかが、外から見るとはっきりと分かるということだと思います。今回は観光の観点からということにしましたが、切り口は何でもいいと思います。最終的に行き着くところは一緒だというふうに考えております。ただ、私は、英語関係の仕事で通訳案内士という通訳ガイドもやっておりますので、奈良のいろいろな場所に研修に行きます。奈良の小さな村でもブランディングに成功しているところを、もう何か所か見

学しました。その点で、毎回思うんですけども、葛城市はとても影が薄いというふうに、特に観光に関しては影が薄いというふうに思っています。大阪のベッドタウンと考えてる人も少なくないと思うんですけども、パンフレットに関して、いろんな場所に行って奈良県内のパンフレット、特に私の場合は外国人向けなんですけれども、見るんですが、まず、葛城市は置いてないです。置いてなくて、デザイン的にもまた考えていただきたいということはあるんですが、それは別の機会にしまして、まずは現状把握をしたいと思いますので、葛城市の現在の観光事業はどのようになっているか、教えてください。

**吉村副議長** 早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

葛城市の観光における現状の分析についてご説明させていただきます。まず、葛城市の観光における現状としましては、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、葛城市においても、イベントの中止や規模の縮小、インバウンドの受入れ中止や相撲館けはや座の休館など、コロナ対応をしておりました。相撲館けはや座は、実際の大きさと同じ土俵がある、数少ない施設として海外旅行者からは人気があり、インバウンドの来館者数としましては、平成28年度に391人だったものが、平成29年度には742人、さらに平成30年度には1,438人とほぼ倍増してまいりました。令和元年度は新型コロナウイルスの影響で2,043人となり、翌令和2年度以降はインバウンドの受入れ中止となったため、0人となっております。

しかし、一方で、道の駅かつらぎの来訪者数は、コロナ前から変わらず推移しており、また、道の駅ふたかみパーク當麻及びふるさと公園の来場者数は、例年よりも右肩上がりです。その来訪者数増加の理由といたしましては、大阪中心部から自動車ですぐにアクセスしやすい立地にあり、高速を降りてすぐにある道の駅かつらぎは、葛城市の観光拠点となっており、安定した来訪者数があるためと考えられます。また、手近で手軽に登山ができる山として二上山があり、コロナ禍において密を避けた野外活動として、二上山への登山者の需要が高まっております。このように、葛城市の観光資源は、手軽な小旅行、いわゆるマイクロツーリズムとして人気を博しています。課題といたしましては、市内にて1日を通して楽しんでいただくことが少なく、観光客が訪れても短時間の滞在に終わってしまうという現状があります。

以上でございます。

**吉村副議長** 柴田議員。

**柴田議員** ありがとうございます。やはりどこも一緒なんですけど、コロナで観光業界はとても苦しんでいると思います。相撲館に関しましても、インバウンドでかなり人気があるということは前から聞いておりました。逆にコロナになってその影響が顕著になったということだと思うんですけども、逆に言えば、アウトドアがはやってきていて、登山に来られる方も多いということや、山麓線沿いの道の駅などが好調な売上げを上げてらっしゃるということもあって、まだまだ葛城市における観光事業には可能性があるというふうに感じました。それをチャンスと捉えてどう生かしていくのかというのが鍵となると思うんですけども、ここで観光の視点から葛城市をどうブランディングしていくのかということをお聞かせいただき

たいと思います。

**吉村副議長** 早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** 葛城市の観光におけるブランディングについて説明させていただきます。このコロナ禍において観光先が厳選される中で、葛城市が観光先として選ばれるためには、葛城市らしさのPRが重要と考えております。葛城市には、豊かな自然や歴史的文化財が多く、相撲発祥の地として関西で唯一の相撲の資料館や、国宝を多く所有する當麻寺、また、歴史、伝統、文化を伝える歴史博物館などが観光の目玉としてやってまいりました。先日、NHKの番組、「ええトコ」にて、葛城市の特産品である二輪菊や、ラッテたかまつのアイスクリーム、當麻寺や梅乃宿酒造などが紹介され、その後に、番組を見たという方からの問合せが市役所に多く寄せられました。このように従来からの観光資源に加え、地元の生産者や民間事業者の協力を得ることにより、より一層葛城市の魅力をつくり出していきたいと考えております。

以上でございます。

**吉村副議長** 柴田議員。

**柴田議員** ありがとうございます。確かに、ブランディングイコール葛城市らしさなのかもしれませんが、今、部長がお示しされた観光場所や特産品などは、確かに葛城市にある場所であり、葛城市でつくられているものだと思うんですけども、それが葛城市らしさと言われると、首をかしげてしまうかなと思うんです。もう少し視野を広げ、そして深く葛城市を見ていただきたいというふうに思っております。私たち住んでる者にすれば、そういったものを一方向しか見られない。つまり、固定概念を持って見てしまう傾向にあると思うんですけども、新しいアイデアを取り入れようと思ったときは、やっぱりよそ者の目で葛城市を客観的に見てもらうことも大事ではないかというふうに考えております。特に、もし、将来的にインバウンドも考えていらっしゃるのであれば、外国人の目から見た葛城市というのはどういうものかということ、意見を聞いてみるのもいいかなというふうに思います。ぜひ意見を聞く機会を持っていただきたいというふうに思います。

私も23年、オーストラリアにいて、8年前に帰ってきたときに、毎年帰ってましたけれども、本当に住むということになったときに、葛城市はこんなところだったのかなというふうに思いました。いい点もあるし、悪い点もあるしということで、また違った目で見ると違ったふうにまちが見えてくる。そういう意見もきっちり取り入れていただきたいというふうに思います。

最後に、これからの観光事業の展望をお聞かせください。

**吉村副議長** 早田産業観光部長。

**早田産業観光部長** 葛城市の観光における将来の展望について説明させていただきます。これからの葛城市の観光事業の展望としまして、葛城インターチェンジエリアを奈良県の西の玄関口として、にぎわいの拠点として創造したいと考えております。また、近隣市町村と広域連携を行い、葛城市の単独事業では難しい事業の構築にも取り組んでまいります。市長からの発案で、仮称西の山の辺の道としまして、香芝市、葛城市、御所市、五條市にわたる全長約30キ

ロメートルの二上山、葛城山の山麓沿いにある魅力ある道の策定を、奈良県からの協力を受けながら進めております。このように葛城市にある多くの自然や文化財を生かしたマイクロツーリズムを推し進めるため、近隣市町村で共同し、ウォーキング、ツーリングに適した道を整備し、イベントなどを行い、情報を発信してまいります。2025年に大阪万博が開催されますが、国内外からたくさんの方が大阪に来られます。そのことも見据え、葛城市にも足を運んでいただけるような仕組みづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**吉村副議長** 柴田議員。

**柴田議員** ありがとうございます。私も、実は山麓沿いを生かす観光ができないかというふうに考えていたので、香芝市、葛城市、御所市、五條市というふうに連携するのはとてもいいことだと思います。まずは2025年の万博に向けて、ぜひ議論を重ね、時間をかけて、いいものをつくっていただきたいと思っております。それはパンフレットも含めて、すてきなものを期待しておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

今回3点、質問させていただいたんですが、少しずつ重なっている部分があります。その中心は、やはり市民の方々が誇りに思う葛城市を目指し、広い視野を持った次世代につないでいてもらいたいという私の思いで質問させていただきました。それぞれすぐに結果が出るものではないと思っておりますが、ぜひ前向きに、地道に取り組んでいていただきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**吉村副議長** 柴田三乃議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、午後2時50分から会議を再開いたします。

休 憩 午後2時41分

再 開 午後2時50分

**川村議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番、吉村始議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

7番、吉村始議員。

**吉村議員** 皆さん、こんにちは。吉村始でございます。ただいま議長の許可を得まして、一般質問を行います。本日5番目でございます。皆さん、ずっと一般質問続きまして、大変お疲れのところだと思いますけれども、あとしばらくよろしくお付き合いのほど、お願いいたします。

本日の、今回の質問、2つございます。質問の1つ目は、就学援助制度についてであります。そして2つ目は、市立図書館の現状についてであります。

さて、今回も議長のお許しを得まして、パネルを使いながら質問に臨みたいと存じます。

これからの質問は質問席にて行います。どうぞよろしくお願ひいたします。

**川村議長** 7番、吉村議員。

**吉村議員** では、まず最初に、就学援助制度についてお伺いをいたします。近年、特に昨年からのコロナ禍の状況にありまして、子どもの貧困が深刻な問題となっております。今、親ガチャというインターネットスラングが流行語になっています。生まれ持った環境などによって人生

が大きく左右されてしまうのだという認識で、生まれてくる子どもは親を選べないことを、本人の努力ではどうしようもできない無力感を、カプセルに入ったおもちゃ、ガチャになぞらえております。今月1日には、ユーキャン新語・流行語大賞が発表され、今年の年間大賞には、アメリカ大リーグで活躍された大谷翔平選手の「リアル二刀流」、「ショータイム」が選ばれましたけれども、親ガチャもトップテンに選出されてしまいました。こういったものが流行語になるというのは、本当に残念なことだと思います。よく貧困の連鎖と言われますが、それを断ち切るには、教育の保障も必要不可欠なものの1つであります。義務教育は無償であります。意欲ある全ての子どもたちに安心して教育を受けられる機会が保障されるべきであります。就学援助制度は、経済的な理由で就学が困難な家庭の児童や生徒に対して教育費を援助する国の制度で、憲法や教育基本法、そして、学校教育法を根拠とした制度であります。子どもの貧困が社会問題化する中で、貧困の再生産を防ぐ意味でも重要な制度であると考えております。

今回の質問では、葛城市における就学援助の実情をお伺いするとともに、就学援助の拡充、そして広く市民への周知を求めたいと存じます。まず、葛城市内における支援の現状についてお伺いをいたします。葛城市教育委員会の就学援助の対象者には、要保護世帯、いわゆる生活保護世帯と準要保護世帯とがありますが、葛城市における準要保護の認定基準をお示し願いたいと思います。

**川村議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** 教育部長の吉井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまの質問でございますが、葛城市の就学援助制度におきまして、準要保護の認定基準でございます。生活保護世帯以外の児童・生徒の家庭において、次のいずれかに該当することを条件としています。1つ目に、生活保護法に基づく所得基準をやや上回ることとなつたため、保護の停止または廃止を受けた場合。2つ目に、地方税法に基づく市町村民税が所得割、均等割ともに非課税である場合。3つ目に、国民年金法に基づく国民年金保険料の免除を受けている場合。4つ目に、児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当を受給されている場合。5つ目に、地方税法に基づく市町村民税、個人の事業税、固定資産税の減免を受けている場合及び葛城市国民健康保険条例に基づく国民健康保険税の減免を受けている場合がございます。また、教育委員会が特に必要と認めた場合におきましても、認定を行う場合がございます。

以上です。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** 今、教育委員会が特に必要と認めた場合においてというふうにご答弁ありましたけれども、教育委員会が特に援助を必要と認めた場合というのは、どのような場合を想定されているのでしょうか。

**川村議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** ただいまの質問にお答えさせていただきます。

準要保護の認定基準のうち、教育委員会が特に必要と認めた場合ということでございます。

が、収入の急変によりまして税の免除を受けることとなった場合などを想定しております。令和3年度で申しますと、令和3年1月1日以降の収入の急変により、低所得の子育て世帯に対する特別給付金の支給を受けられた方がおられましたので、教育委員会において必要と認め、準要保護の認定を行っております。

以上です。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** 文部科学省がこういったものを公開しております。就学援助実施状況等調査結果というふうなものであります。これはPDFデータになっておりまして、インターネットでも見ることができます。これによりますと、全国の要保護及び準要保護児童生徒数についてでありますけれども、要保護児童生徒数は、令和元年に10万4,996人で、全児童生徒数の1.13%。これが、いわゆる就学援助率と言われるものであります。準要保護児童生徒数は123万9,920人で13.40%。被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数というものは1万5,855人で0.17%。合計いたしますと、全国で136万771人が就学援助を受けておられまして、就学援助率は14.71%でした。これを葛城市に当てはめますと、それぞれの人数、そして就学援助率とはどのようになりますでしょうか。

**川村議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** ただいまの質問にお答えさせていただきます。

令和3年度の要保護児童生徒数は6人で、就学援助率は0.17%でございます。同じく準要保護児童生徒数は353人で、就学援助率は10.07%でございます。被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数につきましては、該当者はございませんでした。

以上です。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** 今のご答弁を伺いまして、令和3年度の要保護児童生徒の就学援助率は0.17%。そして、準要保護児童生徒の就学援助率は10.07%ということでしたので、合計いたしますと大体10.24%ということになると思います。先ほどの全国の平均に比べますと、4%以上低い数字であります。これにつきましては、葛城市の就学支援制度が制度として十分機能しているのか、もしかしたら、まだまだ不十分なのではないかというような市民の声もいただいているところであります。

さて、今ご答弁いただきましたうち、準要保護世帯への就学支援への実績についてお尋ねをいたします。最初に伺いました、それぞれの認定基準ごとに、葛城市内の小学校入学前のお子さん、小学校の児童、中学校の生徒がいらっしゃるご家庭への就学支援の件数はどのようでありましたでしょうか。

**川村議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

準要保護認定基準のうち、まず、認定基準の1つ目の、生活保護法に基づく所得基準をやや上回ることとなったため、保護の停止または廃止を受けた場合については、該当者がございませんでした。2つ目の、市町村民税が非課税であることによる認定者は、小学校で85人、

中学校で61人、入学前支給は小学校で10人、中学校で8人でございます。3つ目の、国民年金保険料の免除の認定者は、小学校で14人、中学校で1人、入学前支給は小学校で7人、中学校で1人でございます。4つ目の、児童扶養手当受給による認定者は、小学校で103人、中学校で86人、入学前支給は小学校で15人、中学校で35人でございます。5つ目の、税の減免を受けていることによる認定者は、小学校入学前支給で1名でございます。また、教育委員会が特に必要と認めた場合による認定者は、小学校で2人、中学校で1人でございます。

以上です。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** 準要保護の認定基準につきましては、自治体ごとに定めることになっておりますが、例えば生駒郡の三郷町などは、現在の就学援助制度に関するページをインターネットで公開してまして、私もこれも見ることはできますが、これを拝見いたしますと、準要保護世帯とは、ここに明記されているのが、課税対象となる所得が、平成24年12月末現在において適用された生活保護基準額の1.3倍の額以内の世帯というふうに、対象者がきちっとホームページに明記されているわけでありまして、これは非常にシンプルで分かりやすいと思います。

そこでお伺いをいたします。奈良県下、今12市ございますけれども、現在そのうち、生活保護基準を適用して、所得基準で準要保護の認定基準をしている市はどこでしょうか。また、それぞれの市が採用している係数についてもお答えを願いたいと思います。

**川村議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

生活保護基準を採用しました準要保護の認定基準を設けている市は、12市のうち7市でございます。また、係数につきましては、生活保護基準額の1.4倍を採用している市が1市、1.3倍を採用している市が5市、1.1倍を採用している市が1市となっております。

以上です。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** 今、お話を伺いまして、1.3倍を採用している市が5市あると、一番多いということですが、1.4倍の市もございました。これ、私が調べたところ、大和郡山市ということでありまして、ここでパネルを使用して、認定基準の主なものというものを掲出いたします。これは先ほど紹介いたしました、文部科学省の就学援助実施状況等調査結果、先ほどお示しいたしましたが、これに掲載されている表をそのまま抜粋して持ってきたものであります。全国の市町村に調査を依頼しまして、1,766自治体から回答があったということで、その数字であります。細かいことなんですけど、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものという、係数の「係」という字が計算の「計」に表の方はなってますけど、これ、文部科学省の資料をそのまま写したんですが、計数というのは、計数に明るいか、ガイガー計数管とかで使う計数です。計算の計の方は、これは恐らく摩擦係数の方の「係」、にんべんの方の係数です。それが正しいと思われまますので、私のパネルの方ではにんべんの係数の方に直しております。自分が出版の編集者ですので、そういうところが気になりましたので、という形であります。

さて、では、これを読み上げたいと思いますが、認定基準の主なものというタイトルがつ

きまして、これは令和元年度でございます。先ほど申しましたように、1,766の自治体がありまして、これについてでありますけれども、皆様、お手元に配付しております資料をご覧くださいましたらと思うんですが、まず、生活保護に基づく、いわゆる保護の停止または廃止につきましては1,348自治体、76.3%。それからあと、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものが1,343自治体、76.0%。それから児童扶養手当の支給が1,317自治体、74.6%。それから、市町村民税の非課税が1,308自治体、74.1%。それから、市町村民税の減免が1,138自治体、64.4%。それから、国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予というのが1,108自治体、62.7%。最後、国民年金保険料の免除が1,101自治体、62.3%ということで、これが主な項目というふうに認定基準を文部科学省が紹介しているんですが、今読み上げました7項目の認定基準のうち、葛城市は既に6項目を採用しております。先ほどお答えいただいたとおりでありますけれども、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものについては、残念ながら葛城市は採用しておりません。

そこでお尋ねをいたします。学校教育法第19条では、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならないとなっております。教育のまち、子育てがしやすいまちを標榜する葛城市が、この点、残念ながら、ほかの自治体に遅れをとっている状態になっていると考えます。生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの、いわゆる所得基準の来年度からの採用を要望するものですが、いかがでしょうか。

**川村議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** ただいまの質問にお答えさせていただきます。

就学援助制度につきましては、県内他市の認定基準の状況、全国平均から見た本市の就学援助率の状況などを注視しているところでございます。また、準要保護の認定基準については、あらゆる状況について、課題も含めて検証してまいりたいと思っております。

以上です。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** よろしくご検討をお願い申し上げます。前向きな検討をお願いいたします。

続きまして、このパネル、もう一つ用意しております。自治体における基準の倍数というものでございまして、これが令和元年度でございます。これは何かといいますと、生活保護の基準額に掛ける自治体ごとの係数というものを、また文部科学省の同じ資料ですが、これをお示しいたします。まず、生活保護の基準額の1.1倍以下だとしている自治体は、全国に164ございます。9.3%。1.2倍以下が225自治体、12.7%。それから、1.3倍以下が723自治体、40.9%。1.4倍以下が44自治体、2.5%。そして1.5倍以下というところもございまして、これが176自治体、10.0%。そして、5割を超える、1.5倍超というものもございまして、全国に11自治体ございます。0.6%ということでございまして、これを見ておきますと、以上、生活保護基準を採用した準要保護の認定基準を設けている自治体の倍率を今ずらっと述べましたが、1.3倍以下という自治体が4割に上っており、これが最多となっております。奈良県内のほかの7市について、先ほどご答弁がありましたけれども、生活保護基準額の1.4倍の係数

を採用している市が1市です。それから1.3倍の係数を採用している市が5市。これがやっぱり一番多いです。それから1.1倍の係数を採用している市が1市でございました。そこで、先ほど述べましたように、準要保護の基準は、これは所得基準としていただきまして、それに加えまして、基準の倍率を生活保護基準の1.3倍とするよう要望いたしますが、いかがでしょうか。

**川村議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** ただいまの質問にお答えさせていただきます。

生活保護基準額に係る係数につきましては、他市の採用係数や就学援助率などを参考にしながら、係数によって本市の就学援助率がどの程度に想定されるか、また、市の財源につきましても、どの程度必要となるかなどについて、引き続き検証を行っているところでございます。

以上です。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** 就学援助には当然、財政への負担がかかります。しかし、就学援助を受けた子どもたちが、教育のおかげで貧困状態から脱し、さらに、将来お金を稼いでくれば、また、国や自治体に納税してくれます。そして財政がまた潤う。援助を受けた子どもたちが将来の納税者になるということなんです。これは本当に将来に対する投資であると、私の知人の高校の先生が私に教えてくれた言葉であります。

次に、就学援助制度の周知方法についてお伺いをいたします。現在、葛城市では、小学校就学予定者とその保護者に対してどのような周知方法をとっておられますでしょうか。

**川村議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** ただいまの質問にお答えさせていただきます。

就学援助制度の周知方法についてということでございますが、周知につきましては、毎年4月に市内の小学校、中学校に在籍する児童・生徒の保護者に対しまして市の教育委員会から、また、県立の中学校に在籍する生徒の保護者に対しましては県から、それぞれ就学援助制度についての案内を出させていただいております。また、市のホームページにおきましても、併せて周知しているところでございます。

以上です。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** 就学援助制度を、直接の援助対象者のみならず、広く市民に周知するよう、市のホームページや、あるいは広報かつらぎで紹介をしていただければと考えます。奈良市や生駒市では、適用できる所得基準を図式で広報に記載し、周知するようにしておられます。葛城市も、利用しやすい就学援助制度に拡充、改善するとともに、それと加えて、広く広報していただきたいと考えるものでありますけれども、いかがでしょうか。

**川村議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** 就学援助制度につきましては、市のホームページや広報におきまして、市民の皆様にも分かりやすい周知ができるよう検討してまいりたいと思います。

以上です。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** ぜひよろしく願いいたします。ところで、準要保護児童生徒への援助の内容、それから支給項目について、続いてお尋ねをしたいと思います。具体的にどのような援助を行っておられますでしょうか。

**川村議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** 支給項目についての質問でございます。その項目につきましては、学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、卒業アルバム代、学校給食費、医療費、災害共済費及びオンライン学習通信費の11項目でございます。要保護につきましては、生活保護法に規定いたします扶助を受けているものを除きまして、修学旅行費のみ、実費分全額支給をしております。

以上です。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** 今いただきましたご答弁で、要保護児童生徒の修学旅行費については、実費分を全額支給していると、これはいいことだと思います。というふうにありましたけれども、準要保護児童生徒の修学旅行費についてはどうでしょうか。どのような負担軽減の措置を行われているのでしょうか。準要保護児童生徒の修学旅行費につきましても、要保護児童生徒と同じように全額実費支給の実施をぜひとも検討していただきたいと考えますけれども、いかがでしょうか。

**川村議長** 吉井教育部長。

**吉井教育部長** ただいまの質問にお答えさせていただきます。

準要保護の児童生徒の修学旅行費につきましては、国の要保護児童生徒援助費補助金予算単価表を参照し、限度額を定め、運用しているところでございます。準要保護の児童生徒の修学旅行費を実費の全額支給としている市は、県内で3市ございます。また、本市と同じように国の単価表を参照している市は3市、そして、国の単価よりも低い独自の基準額を採用している市が6市という状況でございます。準要保護の児童生徒の修学旅行費につきましては、今後も引き続き課題といたしまして検証してまいりたいと考えております。

以上です。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** 今のご答弁、県内で全額支給をしている市が3市あるとお伺いをいたしました。葛城市は現在のところ、国の単価表を参照しているということでありましてけれども、県内で全額実費支給を実施している市もありますので、ぜひとも全額実費支給の実施を検討いただきたいと思っております。

さて、教育長にお伺いをいたします。就学支援制度の根拠でありますけれども、3つございます。1つ目には、憲法第26条の中にあります、義務教育はこれを無償とすること。2つ目には、教育基本法第4条のすべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、

教育上差別されないという、いわゆる教育の機会均等であります。3つ目には、先ほども触れましたけれども、学校教育法第19条の経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならないということであります。それを再確認した上で、教育長には2つ申し上げたいと思います。1つは、就学援助制度の拡充と改善をしていただきたいというふうに思います。2つ目には、対象となる児童・生徒やその保護者だけでなく、全ての市民にこの制度を広く広報していただきたいと思います。教育長のお考えを伺います。

**川村議長** 樫本教育長。

**樫本教育長** まず、就学支援制度の拡充、また改善についてのご質問でございます。本市の子どもたち一人一人の将来が、家庭の経済状況に左右されることなく、子どもの意欲、また、その能力に応じた教育が受けられるよう、就学援助制度の充実を図ることは非常に重要であると認識しているところでございます。それを受けまして、今、質問いただいております、就学援助の拡充、改善につきましては、十分検討していきたいと考えているところでございます。

また、2つ目の広報につきましても、広く市民の皆さんに就学援助制度を理解していただけるよう、その周知方法、また内容等も工夫してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** 再度、準要保護児童生徒への生活保護の基準額に一定の係数を掛けた所得基準と、1.3倍の係数の来年度からの採用を要望するものでありますけれども、教育長も前向きに検討していただけるということ、ありがとうございます。また、今し方、教育長がおっしゃったように、広く市民の皆様が就学援助制度を理解していただけるよう、今、教育長もおっしゃいましたけれども、周知方法や内容の工夫をしていただきますよう、よろしく願いをいたします。以上で取りあえず、就学援助制度につきましては質問を終了いたします。

続きまして、市立図書館の現状についてお伺いをいたします。現在、当麻庁舎の危険性排除に伴う市庁舎内の再配置が進行中であります。先月、市議会に設置されました特別委員会の調査事項には、以前から議論されてきた、当麻庁舎老朽化に関し、危険性の排除に関する事項と、庁舎機能のあり方に関する事項の2点のほかに、それに加えて、当麻庁舎周辺施設に関する事項が付け加えられました。今後、当麻図書館や当麻文化会館なども含めた再配置の議論が進むものと私は予想をしております。今後の一時的な市庁舎機能の再編を、私としては、市立図書館施設改善のチャンスと捉えております。

今回の市立図書館に関する質問、主に2点をお伺いいたします。1点目は、ブックポストについてであります。もう1点は、今し方、申しましたけれども、今後、特別委員会で議論をしていただく際の参考としていただけるように、市立図書館の現状についてお伺いしたいと思います。まず、ブックポストです。ブックポストとは、図書返却ポストとも言いますが、図書館の休館中や、図書館から遠いところにお住まいの利用者が、本を返されるために設置されているものであります。葛城市内にもブックポストが複数箇所設置されてると思いますが、まずは、現在の市内の設置箇所について、どこに置いてあるのか、お伺

いをしたいと思います。

**川村議長** 西川教育委員会理事。

**西川教育委員会理事** 教育委員会の西川でございます。よろしく願いいたします。ただいまの質問にお答えいたします。

現在、市内6か所にブックポストを設置しております。新庄地区には、新庄文化会館正面入口の北側、新庄庁舎南側入口の横、歴史博物館入口の前、新庄健康福祉センター入口の横の4か所に設置しております。當麻地区におきましては、當麻図書館入口の北側、ゆうあいステーション入口の横の2か所に設置しております。

以上です。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** 現在、市内に6か所設置されているということでもあります。このうち當麻図書館と新庄図書館が入っている新庄文化会館、そして新庄庁舎の3か所にブックポストが設置されているのは、これは当然といえば当然でありますけれども、それ以外の歴史博物館と新庄健康福祉センター、そしてゆうあいステーションの3か所について、ブックポストがなぜ設置されているのか、その理由についてお伺いをいたします。

**川村議長** 西川教育委員会理事。

**西川教育委員会理事** ただいまの質問にお答えいたします。

歴史博物館に設置しているブックポストは、合併前に設置したもので、新庄図書館から遠く離れている忍海小学校区東部にお住まいの方々の利便性を考慮して、歴史博物館の入り口に設置いたしました。公共の施設である歴史博物館は、ブックポストの利用者にも分かりやすい場所であり、安全に利用していただける環境にあります。また、駅にも近いため、通勤や通学など忍海駅を利用される方々にも利用していただけるように設置したものでございます。

次に、新庄健康福祉センターのブックポストですが、新庄健康福祉センターを利用する小さな子どもを持つ保護者から要望があり、平成28年に設置いたしました。新庄健康福祉センターは、乳幼児の健診や小さな子どもたちが参加する事業を実施しているため、多くの親子に利用される施設です。小さな子どもを連れた移動は、距離に関わらず、保護者にとっては大きな負担になることから、日頃よく利用する施設で図書館の本を返却したいとの声が寄せられ、新庄健康福祉センターへブックポストを設置いたしました。ゆうあいステーションのブックポストの設置につきましては、當麻地域に1台もブックポストを設置していないことから、當麻地域の利用者の利便性を高めるため、市民の利用が多いゆうあいステーションに平成28年に設置いたしました。

以上でございます。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** 続きまして、ブックポストの図書の回収についてですけれども、図書館の職員はどのような体制で回収作業を行っておられるのでしょうか。

**川村議長** 西川教育委員会理事。

**西川教育委員会理事** ブックポストは、職員が毎日各ポストを回り、資料を回収しております。月曜、水曜、土曜は新庄図書館が回収し、木曜、金曜、日曜は當麻図書館が回収しております。

以上です。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** それでは、それぞれのブックポストごとの利用状況についてお伺いをいたします。去年や今年は、コロナ禍の状況に伴う休館などで例年に比べて図書の貸出しが減ったので、参考にするのは難しいかなと思いますけれども、それ以前の利用状況はどうだったのでしょうか。

**川村議長** 西川教育委員会理事。

**西川教育委員会理事** 全体の貸出返却冊数は、令和2年度で14万5,703冊、令和元年度で19万7,882冊、平成30年度では20万2,480冊で、ブックポスト返却冊数につきましては4万8,935冊で、全体返却冊数のうち24%を占めております。その中で、図書館併設ではなく、市中に設置している中で一番利用が多いのは、新庄庁舎のブックポストとなっております。

以上です。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** 図書返却冊数のうち、実に4分の1がブックポストを利用しての返却ということでありませう。今のご答弁で、新庄庁舎のブックポストの利用が多かったということでもありますけれども、その主な理由についてはどのように考えておられますでしょうか。また、ブックポストを設置していることによる効果についてどのようにお考えでしょうか。

**川村議長** 西川教育委員会理事。

**西川教育委員会理事** 要因といたしましては、新庄庁舎は近鉄新庄駅に近いので、通勤や通学の途中にブックポストを利用されたり、市役所や銀行、スーパーなどがある人通りが多い場所に設置していることが影響しているものと考えております。また、ブックポストを設置することは、利用者の利便性が高まるだけでなく、延滞者数の減少や延滞期間の短縮、本の貸出し回数の増加にもつながるなど、ブックポストを設置することにより、図書館にとっても、利用者にとっても、よい効果が得られているものと考えております。

以上です。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** やはり新庄庁舎のブックポストの利用が多いということにつきましては、庁舎そのものの利用、これは当然あると思いますけれども、近鉄新庄駅を利用される方の通勤、通学途中の利用も考えられるということでもあります。

さて、近鉄新庄駅のお隣の駅といえば、尺土駅、市内の中心駅でありますけれども、尺土駅の駅舎南側にエレベーターの早期設置が決まったということで、市民から多くの喜びの声を聞いております。尺土駅舎南側へのエレベーターの現時点での設置時期は、いつ頃の予定になっているのでしょうか。

**川村議長** 松本都市整備部長。

**松本都市整備部長** 都市整備部の松本です。よろしく申し上げます。

尺土駅舎南側のエレベーターの設置時期につきましては、現在、エレベーターの設置に係

る詳細設計業務委託の発注に向け、関係機関と協議を重ねております。協議終了次第、詳細設計業務委託を発注し、来年度に設計業務を行い、再来年度、エレベーターの設置工事を行う予定となっております。再来年度の令和5年度中の供用開始に向け進めております。

以上です。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** 早く設置されるということを願っております。

さて、このたびの尺土駅舎へのエレベーター設置の機会に、ぜひ尺土駅へのブックポストの設置を検討していただきたいと思います。尺土駅は、駅舎を挟んで南北に入り口があります。南北両方、全ての駅の利用者がブックポストを利用しやすい位置を考えましても、また、防犯上の観点からも、2階にある改札口付近に設置するのが望ましいと考えます。しかし、現状はエスカレーターしかありません。図書は重いので、回収に危険が伴うこともありまして、改札口付近へのブックポストの設置は、現状では困難でありました。エレベーターの設置の機会に、市内で一番乗降客の多い尺土駅改札付近へのブックポスト設置の検討を要望いたします。近鉄との協議も必要となってくると思いますけれども、いかがでしょうか。

**川村議長** 西川教育委員会理事。

**西川教育委員会理事** 以前から、尺土駅にブックポストを設置してほしいとの意見が市民から寄せられていました。尺土駅は、葛城市内の駅の中でも一番利用が多く、當麻地域にはブックポストの設置も少ないため、尺土駅にブックポストを設置した場合、多数の利用が見込まれます。今後、エレベーターが設置されることで安全に資料を回収することが可能となるため、北出口と南出口両方からの利用者の利便性を考え、2階の改札付近にブックポストを設置できたらと考えますが、近鉄側との交渉が不可欠となりますので、その手続等を調査してまいります。

以上でございます。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** 尺土駅へのブックポスト設置は、駅を利用する多くの市民に喜ばれると思います。また、葛城市の鉄道の玄関口に図書館の名前が当然出ますので、これを目にするにより、葛城市の文化的で教育に熱心なイメージが創出されると考えますので、エレベーターが設置された後、あまり間を空けずにブックポストを利用できるように設置していただきますように、よろしくご検討をお願いいたします。また、尺土駅のブックポストは、結構利用されるということが予想されますので、大型のものがいいかというふうに思います。新庄庁舎に設置されているような大型のブックポストは、結構表面積が広うございますので、そのスペースを利用して、開館日の情報やおはなし会などのイベント情報なども掲出していただきましたら、市民により身近に感じてもらえるのではないかといいふうなことを思いますので、またこれも検討をしていただけたらと思います。

続きまして、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会でも議論をしていただく際の参考となるように、市立図書館、特に當麻図書館の現状と問題点等についてお伺いをいたします。當麻図書館といいますのは、新庄図書館に比べて、子どもたちが利用しや

すい立地にあります。また、新庄図書館は複合館ですけれども、図書館のみの単独館です。その点、公共図書館としても優れていると考えます。しかし、難を言えば、令和3年度の葛城市図書館年報という、各議員にも配っていただいた資料ですが、これを見ましたら、當麻図書館の、利用者が自由に利用できるスペースである開架閲覧室の面積は283平方メートル。スペースの都合で開架できない、開架室に置けない図書が置いてある閉架書庫も30平方メートルと、市立図書館にしては実に狭いというふうに考えます。どれくらい狭いのかと思ひまして、奈良県の公共図書館2021という資料がございますけれども、これを見ましても、施設延べ床面積というふうに書いてあって、例えば當麻図書館であれば、2階部分も含んだ面積781平方メートルと書いてありますので、今言った数字とはすぐ比べられるわけではないんですが、参考までにですけれども、當麻図書館781平方メートルに対しまして、例えば単独館である、近隣の図書館であれば、広陵町立図書館は2,905平方メートルです。それから、結構狭いんだけど、大和高田市立図書館というのは、行ってご覧になったら、そんな広くないんですが、1,268平方メートルあります。それからあと、複合館ですけれども、お近くの香芝市民図書館の図書館部分、図書館に供用してる部分だけ見ましても2,035平方メートル。それから大和郡山市立図書館、これも複合館ですけれども、図書館部分だけ見ましても2,776平方メートルということで、これ、あくまでも参考の数字ですけれども、當麻図書館が狭いというのは、これは紛れのない事実であります。

ここで、當麻図書館の問題点として3つ挙げたいと思います。まず1つ目です。狭い開架スペースにできるだけ多くの資料を陳列しようと現場の職員、図書館員が工夫されてるんですけども、どうしても書架が高くなり、現状としては、上の方の本を取るのに踏み台が必要となってるんです。非常に利用しづらいところがあります。また、既設の作りつけの書架と書架との間にカラーボックスのような簡易の棚を置いて、本棚を増やすために工夫をされてるんですが、結果、公共図書館なんですけども、何か古書店みたいな、古本屋さんみたいな雰囲気を出してる部分もございます。

2つ目ですが、閉架書庫、これも先ほど言いました、30平方メートルと狭過ぎて、外に物置を置いて設置して対応されているのが現状であります。図書館には当然、貴重な図書もあるはずなんですけれども、現状の物置では湿度管理ができないですし、隙間からほこりが入ってきます。職員に伺いますと、時々虫やトカゲなども出るそうであります。閉架書庫は単なる物置ではありません。利用者が必要とする資料を速やかに提供するために図書を分類順に並べておいて、そして利用者からのリクエストであれば、すぐに図書を取りに行く施設であります。公共図書館には図書館本来の機能を成り立たせるための閉架書庫が必要だと私は考えます。

3つ目であります。現在、市民が図書館に望まれるサービスは、本の貸出しやレファレンスだけではありません。学生だけではなく、今は社会人も図書館で学習したり、インターネットで調べ物をしたりする自習のスペースを望んでおられます。また、できればWi-Fiなどの設備も望んでおられます。それらが當麻図書館には、残念ながら決定的に足りません。

では、今挙げました3点につきまして、1つずつ聞いてまいりたいと思います。まずは、

當麻図書館の閲覧室が狭いために、公共図書館の機能が発揮できず、現場で困っていることは何でしょうか。

**川村議長** 西川教育委員会理事。

**西川教育委員会理事** 當麻図書館の閲覧室が狭いため、本を開架するスペースの確保が課題です。そのため、多くの本を開架するため、簡易棚を取り付け、開架スペースを確保している状態です。それでも入り切らない本は書庫へ移管しています。利用者は、本を選ぶとき、タイトルだけではなく、サブタイトルや文字の大きさ、目次の内容、図版の使い方、装丁、ページ数を含め、1冊ずつ本を手に取り、確かめた上で、納得した本を借りたいと希望されています。それは図書館の責務である、利用者が求める資料を提供することにもつながるものです。図書館といたしましては、できる限り本は開架書架に並べ、利用者の目に触れるような書架づくりを行い、利用者が求める資料の提供に努めたいと思っております。

以上です。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** 當麻図書館は閲覧室が狭いので、本を開架するスペースの確保に苦慮されているということでもあります。正規の本棚を増やせないの、簡易棚を取り付けることで開架スペースを確保しているという状態なんですけれども、それでも入り切らない本は書庫へ移管しているということでもあります。図書を、せっかく當麻図書館、資料を持っているにも関わらず、それを開架スペースに陳列できないで書庫へ移管するということは、せっかく持っている資料を、利用者が自由に選書する機会をなくすことにもつながるものであります。また、當麻図書館の書棚が高いため、書棚の上段に並んでいる本を取るには、これ、先ほど申しましたように、踏み台を利用しなければなりませんけれども、例えば高齢の方、これは危険が伴う上に、例えば、上の本の背文字を読もうとしても、本の背に書かれている書名が読みづらいのではないかとというふうにも思われるところでもあります。

続きまして、閉架書庫が実質的に物置状態であるために、公共図書館の機能が発揮できずに現場で困っていることは何でしょうか。

**川村議長** 西川教育委員会理事。

**西川教育委員会理事** 館外にある書庫につきましては、応急的に建てられたため、壁や扉も書庫としての役割を果たせるものではなく、本の保存にとってあまりいい環境であるとは言えません。また、図書館2階にある書庫は、プラスチックケースに本を入れて積み上げて保存しているため、利用者から貸出しを希望された本を取り出すには時間がかかります。書庫は資料を長期間にわたり安定的に保存する機能と、利用者に要求された資料を迅速に提供する機能の両方を満たすことが求められていると考えております。

以上です。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** 今し方のご答弁で、あまりいい環境であるとは言えないというふうに、柔らかい表現を選択されましたけれども、ずばり言うと、本の保存にとって有害となる湿度、そしてほこりから、市民の財産である貴重な資料を守る環境であるとは言えないということでもあります。ま

た、その物置、私も入れてもらったことがありますけれども、書棚と書棚の感覚が本当に狭いんです。人1人が作業するだけでも本当に困難な状況であります。利用者に要求された資料を迅速に提供するという図書館本来の機能を満たしているとは、残念ながら言えないという状況であります。

最後に、今まで自習スペースが當麻図書館にはなくて、市民の要望に応えられずに現場で残念に思っていることがありましたら、お答え願えますでしょうか。

**川村議長** 西川教育委員会理事。

**西川教育委員会理事** 當麻図書館には、今まで市民が好きな時間に自習することができる自習室がありませんでしたが、今年度、定期テストや長期休暇の期間に研修室を自習室として開放したところ、学生だけではなく、社会人の方々も利用され、當麻図書館に自習室を常設してほしいとの要望が上がるなど、一定の評価を得ることができました。また、以前から館内でパソコンを使用することは、キーボードを打つ音が閲覧の妨げになることから、館内での使用を禁止してきましたが、図書館を利用する大学生や社会人の方の中には、図書館の本で調べながらパソコンを使い資料を作成したいとの要望もあり、他市町村の図書館でも、館内でWi-Fiを使用することができる館も増えてきているような中で、これからの社会情勢を鑑みながら、図書館の利用の在り方について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** やはり大学生や社会人の方の中には、図書館の本で調べながらパソコンで資料を作りたいとの要望もあるということでもあります。そうなってきますと、館内のWi-Fi環境の整備というのも、当然また要望が出てくるものと思います。

さて、以前の一般質問で、私はすぐ近くにあるこども・若者サポートセンターとの連携を要望いたしまして、前向きなご答弁をいただきましたが、そもそも関連図書を提供するためのスペースは十分なのでしょうか。

**川村議長** 西川教育委員会理事。

**西川教育委員会理事** こども・若者サポートセンターの業務に関わる本や、センターを利用される方に役立つ本を図書館では取りそろえるように努めているところですが、開架スペースにも限りがあるため、現在のところ、特設のコーナーを設置するまでは至っておりません。現在ある書棚を整理し、こども・若者サポートセンターを資料面で支援できる体制をつくりたいと考えております。

以上でございます。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** 最後に、當麻図書館は、新庄図書館と比べましても、面積が4割程度と狭いんです。蔵書構成も、當麻図書館については、あるジャンルを狭くせざるを得なかったりと、大変なことだと思います。新庄図書館と比べまして、當麻図書館、どのような制約があるのでしょうか。

**川村議長** 西川教育委員会理事。

**西川教育委員会理事** 資料の蔵書の収集方針について、新庄図書館と當麻図書館では大きな違いはあ

りませんが、新庄図書館の開架スペースや書庫が當麻図書館より広いため、新庄図書館が購入する資料数は、當麻図書館より多くなっております。そのため、新庄図書館には當麻図書館より幅広く資料を収集することができます。しかし、各館で重複して蔵書を収集しないよう、4月から副本を購入しておりません。そのため、利用者にもネットワークで蔵書を確認して提供しているところでございます。そのほかには、新庄図書館には学習室や対面朗読室が常設されておりますが、當麻図書館にはございません。しかし、市民から要望があった場合には、工夫を施しながらできることに取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** ずっとご答弁いただいておりますように、現時点では施設の制約があります。これはどうしようもないことなんです、その中でも精いっぱい現場では工夫をしておられます。それでもなお制約があるということですので、今度の當麻庁舎の議論のタイミングで何とかできればいいかなというふうに願うものであります。

では、教育長にお伺いをいたします。まずは教育長に、尺土駅へのブックポストの設置の検討をお願いしたいと思います。それから、當麻図書館の現状につきましては、これは建物の問題でありますから、今後の特別委員会などでの議論を待たなければいけないと思いますけれども、公共図書館の役割ということにつきましては、どのようにお考えでしょうか。

**川村議長** 樫本教育長。

**樫本教育長** たくさんのご意見ありがとうございます。まず、尺土駅へのブックポストの設置についてでございます。尺土駅へのブックポストの設置につきましては、先ほど来申し上げておりますとおり、ブックポスト設置の意義等を鑑み、尺土駅への新規設置に向けて検討してまいりたいと考えております。ただ、実現には近鉄側との調整等も必要になってくるところでございます。また、もう一つ、公共図書館の役割についての問いでございますけれども、公共図書館の役割につきましては、市民の知る権利を保障し、学習を支えることで、人々が幸せに暮らせることを支援することであると認識しております。そのため、空間、人、資料の3要素の充実のほか、レファレンスサービス、リクエストへの対応など、図書館サービスの基本を忠実に実行していくことが必要であると考えているところでございます。

以上です。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** ありがとうございます。ブックポスト、ぜひともよろしく願いいたします。また、當麻図書館の現在の問題につきましては、開架閲覧室、そして閉架書庫ともに、建物の狭さに全ての原因があるということはこの質問では問題提起したいと思います。ということで、就学援助制度について、そして市立図書館の個別のことにつきまして教育長にお伺いをいたしました。時間もございますので、市長にお伺いをしたいと思います。葛城市、例えば就学援助制度につきましても、入学前支給につきましては、いろんな議員の方々から要望がありまして、これは平成30年度から実施されております。また、かねてから、子育てに優しいまちということで葛城市は言っておられまして、医療費の助成であるとか、小・中学校のクーラ

一であるとか、産後のケアであるとか、こういった実現しているものにつきましては、高い評価を得ているところでもありますけれども、子育てまたは教育、次世代の子どもたちを育むということにつきまして、その施策について市長はどのように考えておられますでしょうか。

**川村議長** 阿古市長。

**阿古市長** 大きくは3つ、今回の一般質問でありましたので、そちらの方は教育長の方から答弁しておりますので、また教育委員会の検討を待ちたいと思っております。その議論の中で1つ気になる点がありまして、當麻庁舎の危険性排除に伴う部分についての考え方は、これから整理していかないといけませんので、そのスペース等についての議論はできないのかなと思っております。それと、葛城市には新庄図書館と當麻図書館、2つあるという、ほかの基礎自治体ではない要素がある。ですから、その2つを補完的に、総合的な活用を考えていく必要があるのではないかとというのが、ある種、ネット利用、ネットにつながった状態での本の管理ですとか、総合的な利用の仕方を考えていく必要があるのではないのかというような考え方もあるのかなと思っております。

教育も含めまして、子育て支援につきましては、1つの項目だけで考えるのではなく、全体のバランスなのかなと思っております。当然のことながら、財源を伴いますので、その財源をどのように振り分けていくのか。当然、先ほど申し上げましたように、7項目、実は公約で挙げておりますので、その公約の中でどういうふうな配分の仕方をしていくのがいいのか。ソフト、ハードを含めて検討していく必要があるのかなと思っております。ですので、この部分だけ、ご意見を聞きますと、確かにこれやりたいなというようなものがいっぱいあるんですけども、果たしてそれが全てやれるだけの財源確保ができるのかどうか。それと、税の公平性、世代間の公平性の問題もありますので、その辺の議論を重ねながら、取り入れるものは取り入れていきたいと考えております。

以上でございます。

**川村議長** 吉村議員。

**吉村議員** ありがとうございます。今、市長がおっしゃったように、財源の問題もあろうかと思えます。しかし、先ほど私の一般質問の中でも紹介させていただきましたけれども、次世代に羽ばたいていく子どもたちというのは、将来、我々が、いろんな援助であるとか、それから、あるいは教育、図書館も含めて、こういう本を届けるとか、そういったことをすることによって、その子どもたちが何らかのきっかけを得て、そして、子どもたちの人生が豊かになる。そして、例えば金銭的に豊かになるだけが豊かになるというわけではありませんけれども、1つ、金銭面をとってみても、そういった収入が増えれば、そのことによって納税者としてまた返ってくるし、これは1つの地域だけではなくて、国レベルで見ても、これは非常に意義のあることだと思いますので、引き続き、子育てに優しいまち、そして教育に熱心なまち葛城市ということを推進していただきますようお願いを申しまして、私の一般質問を終了させていただきます。今回も丁寧なご答弁ありがとうございます。

**川村議長** 吉村始議員の発言を終結いたします。

お諮りをいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川村議長** ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。  
なお、明日10日午前10時から本会議を再開いたしますので、午前9時30分にご参集願います。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後3時51分